

資料編

参考資料 1

環境管理法（1997 年法律第 23 号）及び同法解題

環境管理に関するインドネシア共和国1997 年法律第 23 号 (仮訳)

1997 年 9 月 19 日公布(1997 年インドネシア共和国官報第68 号)

全智全能におわします神の恩寵のもとにインドネシア共和国大統領は

- a. インドネシアの環境が全智全能におわします神が多島海概念に従ってその全ての面および次元において生命の空間を組成するインドネシアの人民と民族に賜った恩寵であること
- b. 1945 年憲法に規定されているように天然資源の利用が公共の福祉を増強し、かつパンチャシラに基づく幸福を達成すること、現在および未来の世代の必要に配慮した、統合的かつ総合的な国家政策に領導された環境上持続可能な開発の実施が必要とされていること
- c. 環境上持続可能な開発を支えるためには、調和、調整および平衡のとれた環境能力の保全と開発に向けた環境管理の実施が必要とされていること
- d. 環境上持続可能な開発の枠組みにおいては、環境管理の実施は社会の意識水準、地球環境の開発水準および環境に関する国際法上の取決めに配慮した法規範に基づかねばならないこと
- e. 環境管理に関して、社会の意識および生活が、環境管理の原則に関する 1982 年法律第 4 号(1982 年官報 12 号、補遺官報 3215 号)の基本的内容は環境上持続可能な開発を達成するために完全なものに改められる必要がある、という程度にまで向上してきたこと
- f. 上記 a、b、c、d および e の諸点からみて環境管理に関する法の制定が必要であること

を考慮し

1945 年憲法第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、および第 33 条第 3 項

に鑑み

インドネシア共和国国会の同意の下に環境管理に関する法律を制定することを決定する

第 1 章 総 則

第 1 条

本法においての定義:

1. 環境とは、生命の持続ならびに人類および他の生命体の厚生に影響を与える人間とその行為をはじめ、あらゆる物質、エネルギー、状態、生命体から成る空間的統一体をいう
2. 環境管理とは、環境機能の保全を目的とする政策立案、有効利用、開発、維持、修復、監視、および環境制御を含む統合的行為をいう

3. 環境配慮の行き届いた持続可能な開発とは、認識および計画に基づく営為をいし二、資源を含む環境を現在および未来の世代に関わる能力に、厚生に、さらに生活の質を保証するような開発過程に統合せしめるものでなければならない
4. 生態系とは、全体を構成し、かつ相互にも作用し合う環境要素の秩序をいい、環境の平衡、安定および生産性を形成する
5. 環境保全とは、環境の持つ支持力および許容力を維持するための一連の努力をいう
6. 環境の支持力とは、人類および他の生命体の生活を支えるために環境自体が持つ能力をいう
7. 環境の支持力の保全とは、人類および他の生命体が生きていくために十分な何らかの活動を行うことによって生じる(環境)変化負荷および/または否定的影響に対して、(環境の)支持力を保護する一連の営為をいう
8. 環境の許容力とは、環境に入り込み、または投入される物質、エネルギー、および/もしくはその他の要素を吸収する環境自体が持つ能力をいう
9. 環境の許容力の保全とは、環境に入り込み、または投入される物質、エネルギー、および/もしくはその他の要素を吸収する(環境の)許容力を保護する一連の営為をいう
10. 資源とは、人的資源、有機無機の天然資源、ならびに人工資源から成る環境要素をいう
11. 環境基準とは、限界値、すなわち生命、物質、エネルギー、既存のまたは必要な成分にとつての、および/もしくは許容できる環境要素として資源中に含まれる、汚染要素の限界をいう
12. 環境汚染とは、環境自身が本来の機能を喪失する水準にまで環境の質を損なうような、環境に対しての人為的活動の参入、または人為的活動による生命、物質、エネルギーの導入をいう
13. 環境損傷の基準とは、計量できる環境の物理的、生命組織的特性の変化の許容限界値をいう
14. 環境損傷とは、環境機能を不十分にする、すなわち持続可能な開発を適正に支える機能の喪失を惹起せしめるような、環境の物理的、生命組織的特性への影響的作用をいう
15. 天然資源とは、再生できない資源については賢明な利用を、再生できる資源についてはそれらの価値を保持し、かつ増進しつつ、持続的、かつ一定の供給を確保する管理をいう
16. 廃棄物とは、事業および/もしくは活動によって生じる残滓をいう
17. 有害物質および有毒物質とは、それ自体、またはその集中、集積が直接、間接に環境を汚染し、かつ/もしくは損傷し得るあらゆる物質をいう
18. 有害廃棄物および有毒廃棄物とは、それ自体、またはその集中、集積が直接間接に環境を汚染し、かつ/もしくは損傷し、さらに/あるいは環境、健康、人や他の生物の生活の持続を危

険に曝し得る事業、および/もしくは活動によって生じる残滓をいう

19. 環境論争とは、表面化し、または推定される環境汚染、および/もしくは環境損傷を巡る 2 者間以上の紛争をいう
20. 環境影響とは、事業および/もしくは活動によって生じる環境変化への作用をいう
21. 環境影響評価とは、その実施に関する意思決定過程において要求されるような計画された事業、および/もしくは活動による重大な影響に関する広汎かつ充実した調査研究をいう
22. 環境団体とは、その目的および活動が環境に関するもので、社会一般から自発と意欲に基づき形成された組織をいう
23. 環境監査とは、事業および/もしくは活動の当事者としての責任を有する者により履行されるべき、既定の法規定および/もしくは政策および基準に基づき実施される評価過程をいう
24. 人とは、個人、団体および/もしくは法人をいう
25. 大臣とは、環境管理を担当する大臣をいう

第 2 条

インドネシアの環境範囲は、多島海国家を成すインドネシア統一共和国の独立、主権および統治が及ぶ領域、地点をいう

第 2 章 原則、目的および目標

第 3 条

環境管理は国家の責任、国家の存続および国益の原則に基づき実施され、全智全能の神に忠実で献身的なインドネシア国民と社会の全体的な開発の枠内で、環境上持続可能な開発を創造することを目的とする

第 4 条

環境管理の目標は以下のとおりとする

- a. 人類と環境の間の適合、調和および平衡を達成すること
- b. インドネシア国民をして、環境の「部」をなす人間として、環境を保護し、扶育する配慮と行為を実現せしめること
- c. 現在および未来の世代の(環境からの)利益を保証すること
- d. 環境機能の保全を達成すること
- e. 資源の利用を賢明に制御すること

- f. 汚染および/もしくは環境損傷を惹起するような、インドネシア領土外における事業およびもしくは活動の衝撃からインドネシア共和国の一体性を保護すること

第3章 権利、義務および社会の役割

第5条

- (1) 何人も良好かつ健全な環境に対して平等な権利を有する
- (2) 何人も環境管理の役割に関する情報に対する権利を有する
- (3) 何人も既定の法および規則の定めるところに従い、環境管理計画において役割を果たす権利を有する

第6条

- (1) 何人も環境機能の存続を保全し、汚染および環境損傷を防止し、かつ克服する義務を負う
- (2) 何人も事業および/もしくは活動を実施するに当たっては、真実かつ正確な環境管理に関する情報を提供する義務を負う

第7条

- (1) 社会各層は環境管理における役割の実践に関し、平等かつ可能な限り広汎な機会を有する
- (2) 前項は以下の方法によって実現されるものとする
 - a. 社会各層の自律、各界の努力、および協力関係の増進
 - b. 社会各層の能力および自発性の増進
 - c. 社会的監視における社会各層の迅速な認識力の増進
 - d. 提言等の提供
 - e. 情報および/もしくは報告書の提供

第4章 環境管理の権限

第8条

- (1) 天然資源は国家が管理し、国民の最大限の厚生のために利用されるものであり、したがって利用の調整は政府が決定する
- (2) 前項の実施に当たり、政府は:

- a. 環境管理の規則を定め、政策を立案する
 - b. 遺伝子資源を含む天然資源の供給、配分、利用、環境管理、および再利用に関する規則を定める
 - c. 遺伝子資源を含む天然資源および人工資源に関する個人および/もしくは法的主体間の、および各々自体の適法行為および適法関係の規則を定める
 - d. 社会的衝撃を有する活動の規制
 - e. 既存の法および規則の定めるところにより、環境機能の保全努力への資金の拡充に努める
- (3) 前項(2)の規定は政令により補足される

第 9 条

- (1) 政府は常にわが国の宗教的価値、慣習、伝統および社会の規範を考慮しつつ、環境管理および空間管理の国策を制定する
- (2) 環境管理は、固有の行政分野と責任を有する政府機関、民間ならびに環境管理の国策の計画と実施の全体整合性に係る開発を実施する者によって統合的に実施されなければならない
- (3) 環境管理は、空間管理および無機資源、人工資源、有機天然資源とその生態系、文化保存、生物多様性および気象変動等と統合的に実施されなければならない
- (4) 前項(2)に規定する環境管理の国策の計画と実施の整合は、大臣がこれを調整する

第 10 条

環境管理の機構における政府の任務は以下のとおりである

- a. 環境管理における意思決定者の意識と責任感を形成し、育成し、開発し、かつ増進すること
- b. 環境管理における社会各層の権利および責任に関する意識を形成し、育成し、開発し、かつ増進すること
- c. 環境の支持力および許容力を保存する努力において、一般社会、産業界、政府(3 者)相互の協力関係を形成し、育成し、かつ増進すること
- d. 環境の支持力および許容力の維持を保證できる環境管理の国策を立案し、かつ適用すること
- e. 環境の支持力および許容力の低下を防止しようとする試みにおいて、先制的、予防的、かつ効率的な性格を持つ制度機構を開発し、かつ適用すること

- f. 環境的に健全な技術の利用および開発
- g. 環境分野における調査および開発の実施
- h. 環境情報の提供ならびに社会への普及
- i. 環境分野に貢献した個人または機関への栄典の授与

第11条

- (1) 国家規模の環境管理は大臣の指揮により制度的かつ統合的に実施される
- (2) 前項(1)にいう制度の任務、機能、権限、組織形態、および制度運用に関しては大統領令で規定する

第12条

- (1) 環境管理の国策実施において統合性および調和を実現するために、政府は以下をなし得る
 - a. 環境管理に関する一定の権限を無条件に地方自治体に付与すること
 - b. 地方自治体に当該地域の環境管理の実施に関し、中央政府への同調を促すこと
- (2) 前項(1)の規定については別途法および規則で定める

第13条

- (1) 環境管理の機構において中央政府は世帯等に関わる[^]部の事項を地方自治体に移管することができる
- (2) 前項(1)の規定については政令で定める

第5章 環境機能の保全

第14条

- (1) 環境機能の保全を保证するため、あらゆる事業および/もしくは活動が環境基準および環境損傷の基準を侵害することを禁じる
- (2) 環境基準、汚染の予防および克服ならびに許容力の回復に関する規定は政令で定める
- (3) 環境損傷の基準、損傷の予防および克服ならびに支持力の同役に関する規定は政令で定める

第 15 条

- (1) 環境に対し、大規模かつ重大な影響を生じる可能性のある事業および/もしくは活動についての計画は環境影響評価の過程を経なければならない
- (2) 前項でいう環境に対し、大規模かつ重大な影響を生じる可能性のある事業および/もしくは活動についての計画に関しては、環境影響評価およびその方法を政令で定める

第 16 条

- (1) 事業および/もしくは活動に責任を有する何人も、その事業および/もしくは活動から発生した廃棄物の管理を実施しなければならない
- (2) 前項でいう事業および/もしくは活動に責任を有する者は廃棄物管理を他者に譲渡し得る
- (3) 本条の実施に関する規定は政令で定める

第 17 条

- (1) 事業および/もしくは活動に責任を有する何人も有害物質および有毒物質の管理を実施しなければならない
- (2) 有害物質および有毒物質の管理には、それらの生産、輸送、流通、貯蔵、利用および/もしくは処分を含む
- (3) 有害物質および有毒物質の管理に関する規定は政令で定める

第 6 章 環境環全のためにを遵守すべき要件

第 1 部 許可

第 18 条

- (1) 環境に対し、大規模かつ重大な影響を生じる事業および/もしくは活動はすべてその事業および/もしくは活動の実施許可を得るための環境影響評価を保持していなければならない
- (2) 前項にいう事業および/もしくは活動の実施許可は、既定の法および規則の定めるところに従い、権限を有する官吏が交付する
- (3) 前項(1)でいう許可には、環境影響制御の努力実施に係る諸条件および遵守事項が含まれる

第19条

- (1) 事業および/もしくは活動の実施許可の発行に当たっては以下の事項が必ず検討されなければならない
 - a. 空間管理計画
 - b. 公共の意見
 - c. 当該事業および/もしくは活動に関連する権限を有する官吏の考察および勧告
- (2) 事業および/もしくは活動の実施許可の決定は公表されなければならない

第20条

- (1) 何人も許可の決定なしに廃棄物を環境媒体に投棄してはならない
- (2) 何人もインドネシア領外で発生した廃棄物をインドネシアの環境媒体に投棄してはならない
- (3) 前項(1)にいう許可を発行し、または許可申請を却下する権限は大臣の職権とする
- (4) 前項(1)にいう環境媒体への廃棄物投棄は大臣が決定した処分場においてのみ実施できる
- (5) 本条の実施に関する規定は別途政令で定める

第21条

何人も有害廃棄物および有毒廃棄物を輸入してはならない

第2部 監督

第22条

- (1) 大臣は、事業および/もしくは活動に責任を有する者の環境分野における既定の法および規則の規定に対する遵守状況を監督する
- (2) 前項にいう監督の実施に当たり、大臣は査察実施の権限を有する官吏を指名することができる
- (3) 監督権限が地方自治体に移管された場合は、地方自治体の長が査察実施の権限を有する官吏を指名することができる

第 23 条

監督の手段である環境影響管理は、政府が当該目的のために特に設置する公的機関により実施される

第 24 条

- (1) 第 22 条にいう監督官はその任務実施のために、観察し、情報を要求し、書類の複写をし、および/もしくは必要な記録を作成し、然るべき場所に立入り、試料を採取し、機器を検査し、設備および/もしくは輸送機械を検査し、かつ事業および/もしくは活動の責任者から説明を要求する権限を有する
- (2) 前項にいう事業および/もしくは活動の責任者は説明を要求された場合は、既定の法および規則に従い、監督官の要求を満たさなければならない
- (3) いずれの監督官も全て、任務を記載した書面および/もしくは身分証明書を提示し、かつ監督の対象となる場所の状況および条件に対して留意しなければならない

第 3 部 行政制裁権の行使

第 25 条

- (1) 知事/第 1 級地方自治体の長は、事業および/もしくは活動の責任者に対し、法、規則、政令への違反を防止し、かつ終息させるべく、違反により出現した結果に対処し、救済措置を講じ、状況を沈静すべく、および/もしくは法に特段の規定がないかぎり、事業および/もしくは活動の責任者自身の経費負担による回復措置を講じるべく、行政権を行使する権限を有する
- (2) 前項にいう権限は、第 1 級地方自治体の規則により、県長/市長/第 2 級地方自治体の長に移管することができる
- (3) 利害を有する第三者は、権限を有する官吏に対し、前項(1)および(2)にいう行政権の行使を請求する権利を有する
- (4) 前項(1)および(2)にいう行政権は権限を有する官吏の命令書面を踏まえたものとする
- (5) 前項(1)にいう救済、状況の沈静、および/または回復は相当額の金銭支払いによって代替することができる

第 26 条

- (1) 前篇 25 条第 1 項および第 5 項にいう支出の決定および請求の手続きは別途法および規則の定めるところによる

- (2) 前項にいう法および規則が未整備の場合は、支出および請求の実施は既定の法および規則に準拠しつつ、法的努力によって行うものとする

第27条

- (1) 明確な違反については事業および/もしくは活動の許可取消処分を課す
- (2) 地方自治体の長は権限を有する官吏に事業および/もしくは活動の許可取消を提案することができる
- (3) 利害を有する者は、事業および/もしくは活動により、その利益が侵害された場合は該事業および/もしくは活動の許可取消の権限を有する官吏に提案することができる

第4部 環境監査

第28条

政府は、事業および/もしくは活動の遂行改善の枠組みにおいて、事業および/もしくは活動の責任者が環境監査を実施することを奨励する

第29条

- (1) 大臣は、事業および/もしくは活動の責任者が本法の規定に抵触する兆候を示した場合は、当該事業および/もしくは活動の責任者に対し、環境監査実施を命令する権限を有する
- (2) 前項にいう環境監査実施の命令を受けた事業および/または活動の責任者は当該命令を実行しなければならない
- (3) 大臣は、事業および/もしくは活動の責任者が前項(1)にいう命令を実行しない場合は、自らもしくは第三者に命じて前項(1)にいう環境監査を、当該事業および/もしくは活動の責任者の経費負担をもって実行することができる
- (4) 前項(3)に係る経費総額は大臣が決定する
- (5) 大臣は前項(1)に係る環境監査結果を公表する

第7章 環境紛争処理

第1部 総則

第30条

- (1) 環境紛争は当事者の随意選択に基づき、法廷内または外を通して解決に導くことができる
- (2) 前項にいう法廷外の解決は、本法に定める環境への刑事犯罪には適用されない

(3)環境紛争解決を法廷外の方法に拠った場合、法廷を通した告訴は紛争当事者が当該法廷外の方法では成果がないと宣告した場合のみ受理される

第 2 部 法廷外環境紛争処理

第 31 条

法廷外における環境紛争の解決は、補償の形式および規模について、および/もしくは環境への否定的影響を再び惹起しないという明確な対策について合意に至ることを目的とする

第 32 条

前第 31 条にいう法廷外における環境紛争の解決においては、意思決定の権限を保有する一方も、保有しない一方も、当該環境紛争の解決を助長するために好適な場合は、第三者の役務を用いることができる

第 33 条

- (1) 政府および/もしくは民間は、環境紛争の解決のための役務を提供する自主中立の団体を組織することができる
- (2) 環境紛争の解決のための役務提供団体(者)に関する規定は政令で定める

第 3 部 法廷内環境紛争処理

第 1 節 損失補償

第 34 条

- (1) 他者もしくは環境に損失をもたらす環境汚染、および/もしくは損傷の形態で法に抵触するあらゆる行為については、当該事業および/もしくは活動の責任者に対し、補償金の支払いおよび/もしくは(補償のための)一定の行為を義務付ける
- (2) 裁判官は前項にいう一定の行為のほかに、当該一定の行為までの遅滞各日につき、罰金の額を決定することができる

第 2 節 厳格な責務

第 35 条

- (1) 有害かつ有毒物質を用い、および/もしくは有害かつ有毒廃棄物を発生し、環境に対し大規模かつ重大な影響を生じた事業および/もしくは活動の責任者は、発生した損失に無条件の責任を負い、当該環境汚染および/もしくは損傷が生じた時点で即時かつ直接補償金を支払わねばならない

(2) 事業および/もしくは活動の責任者は、下記の一の事由により当該環境汚染および/もしくは損傷が惹起されたと自ら立証できる場合は、前項にいう補償金の支払い義務を免除される

a. 天災もしくは戦争の存在

b. 外部からの人的威圧の存在

c. 環境汚染および/もしくは損傷を発生させる第三者の行為の存在

(3) 前項(2)c にいう損失が第三者の行為により発生した場合は、当該第三者に補償支払い義務がある

第3節 告訴の期限

第36条

(1) 法廷への告訴期限は既定の民事訴訟法に規定する期限に準じ、被害者が環境汚染および/もしくは損傷を認知した時点から起算する

(2) 前項にいう告訴期限は、有害かつ有毒物質を用い、および/もしくは有害かつ有毒廃棄物を発生する事業および/もしくは活動により惹起された環境汚染および/もしくは損傷については適用しない

第4節 民間および環境団体の提訴

第37条

(1) 民間は、その生活に損失を及ぼす様々の環境問題に関し、法廷への代表訴訟を提起し、および/もしくは司法関係者への報告を行う権利を有する

(2) 環境分野に責任を負う政府機関は、民間が環境汚染および/もしくは損傷の結果を被り、その生活の基礎に影響するに至ったことが判明した場合は、当該反問の利益のために適宜措置をとることができる

(3) 前項(2)で意図する事項については政令で定める

第38条

(1) 環境団体は、一貫した協力関係の原則に基づき、環境管理への責任を実施する枠組みにおいて、環境機能保全の利益のために告訴提起の権利を有する

(2) 前項にいう告訴提起は、実費支出を除き、補償の請求を伴わない一定の行動をとる権利の要求に限定される

(3) 環境団体は、以下の全ての要件を満たす場合、前項(1)にいう告訴を行う権利を有する

- a. 当該団体が法人もしくは財団であること
- b. 当該団体が当初から定款において、その設立目的を環境機能保全の利益と明記していること
- c. 当該団体がその定款に従った活動実績を有すること

第 39 条

個人、民間および/または環境団体による告訴手続きは既定の民事訴訟法を参照しなければならない

第 8 章 捜 査

第 40 条

- (1) 政府機関部内において、職権および責任が環境管理分野に係る一定の国家文官は、国家警察の捜査官と同じく、既定の刑事訴訟法にいう捜査官として特別の権限が付与される
- (2) 前項にいう捜査官としての国家文官は以下の権限を有する
 - a. 環境分野における犯罪行為に関する報告もしくは説明の信懸性に関する審査の実施
 - b. 環境分野における犯罪行為が嫌疑されている個人もしくは法人に関する審査の実施
 - c. 環境分野における犯罪事件に係る個人もしくは法人に説明および証拠を要求すること
 - d. 環境分野における犯罪事件に係る帳簿、記録、および他の関係書類の審査の実施
 - e. 証拠の存在が推定される場所において、帳簿、記録、その他関係書類を審査し、ならびに環境分野の犯罪事件の証拠として採用し得る、違法行為による産出物を押収すること
 - f. 環境分野における犯罪行為に関わる審査任務の実施において専門家の助力を要求すること
- (3) 前項(1)にいう捜査官としての国家文官は、同人が実施する捜査の開始および結果を国家警察の捜査官に通告するものとする
- (4) 前項(1)にいう捜査官としての国家文官は捜査の成果物を国家警察の捜査官に引き渡すものとする
- (5) インドネシア領海および特別経済区における環境犯罪の捜査は、既定の法および規則の定めるところにより実施されるものとする

第9章 罰則

第41条

- (1) 何人も、法律に違反し、故意に環境汚染および/もしくは損傷を惹起する行為を実行した場合は、最高10年の懲役刑および最高5億ルピアの罰金刑に処せられる
- (2) 前項にいう犯罪行為が死者もしくは重症者を伴った場合は、当該犯罪行為を実行した者は最高15年の懲役刑および最高7億5,000万ルピアの罰金刑に処せられる

第42条

- (1) 何人も、過失により環境汚染および/もしくは損傷を惹起する行為を実行した場合は最高3年の懲役刑および最高1億ルピアの罰金刑に処せられる
- (2) 前項にいう犯罪行為が死者もしくは重症者を伴った場合は、当該犯罪行為を実行した者は最高5年の懲役刑および最高1億5,000万ルピアの罰金刑に処せられる

第43条

- (1) 何人も、既定の法および規則に違反し、環境汚染および/もしくは損傷を惹起し、および/もしくは公共の健康または人命を危うくし得ると知り、または想定できる十分な根拠を持ちながら、故意に物質、エネルギーおよび/またはその他の有毒成分または有害成分を土壌表面または土壌中に、大気中に、もしくは水面に放置または投棄し、輸入し、輸出し、引き取り、運搬し、貯蔵し、もしくは危険な据付けを実行した場合は、最高6年の懲役刑および最高3億ルピアの罰金刑に処せられる
- (2) 何人も、前項にいう諸行為に関連し、環境汚染および/もしくは損傷を惹起し、および/もしくは公共の健康または人命を危うくし得ると知り、または想定できる十分な根拠を持ちながら、故意に偽りの情報を供与し、もしくは必要な情報を破壊、隠蔽もしくは損傷した場合は、前項と同様の刑に処せられる
- (3) 前項(1)および(2)にいう犯罪行為が死者もしくは重症者を伴った場合は、当該犯罪行為を実行した者は最高9年の懲役刑および最高4億5,000万ルピアの罰金刑に処せられる

第44条

- (1) 何人も、過失により前第43条に違反した場合は、最高3年の懲役刑および最高1億ルピアの罰金刑に処せられる
- (2) 前項にいう犯罪行為が死者もしくは重症者を伴った場合は、当該犯罪行為を実行した者は最高5年の懲役刑および最高1億5,000万ルピアの罰金刑に処せられる

第45条

本章にいう犯罪行為が法人、企業、協会またはその他の団体により、もしくはその名による場合は、罰金刑を(上記規定の)3分の1加重する

第46条

- (1) 本章にいう犯罪行為が法人、企業、協会またはその他の団体により、もしくはその名による場合は、当該法人、企業、協会またはその他の団体に対して、もしくは当該犯罪行為を命じた者または指揮した者に対して、もしくは両者に対して犯罪捜査が実施され、かつ制裁および第47条にいう法的処置が執行される
- (2) 本章にいう犯罪行為が法人、企業、協会またはその他の団体により、もしくはその名による場合であって、業務上の関係たると、業務以外の関係たると(を問わず)、当該法人、企業、協会またはその他の団体の身分において活動する個人による場合は、業務上の関係に基づくか業務外の関係に基づくかにかかわらず、当該犯罪行為において命令を下した者もしくは指揮を執った者に対して犯罪捜査が実施され、制裁が執行される
- (3) 法人、企業、協会またはその他の団体が告訴された場合、出頭召喚状および拘束令状が当該団体の経営者の居所もしくは経営者の業務本拠地宛送付される
- (4) 法人、企業、協会またはその他の団体が告訴された場合、法廷への代理出頭は認められず、裁判官は経営者自身が出頭するよう命じることができる

第47条

刑法および本法に定める罰則のほかに、環境犯罪に対しては以下の法的処置が適用される

- a. 当該犯罪行為により得た利益の差押え および/もしくは
- b. 当該事業の全部または一部の閉鎖 および/もしくは
- c. 当該犯罪行為による結果の修復 および/もしくは
- d. 不作為によって発生する犯罪を防止する義務 および/もしくは
- e. 不作為の結果によって発生した犯罪行為の破棄 および/もしくは
- f. 当該企業の最高3年間の保護監察措置

第48条

本章にいう犯罪行為は社会に対する重大な罪悪である

第10章 経過措置

第49条

- (1) 許可を既得しているすべての事業および/もしくは活動は、本法公布より遅くとも5年目までに本法に基づく要件に従い(事業および/もしくは活動を)適合させる義務がある
- (2) 本法の公布と同様に、輸入した有害廃棄物および有毒廃棄物を使用する事業および/もしくは活動は禁止される

第11章 雑則

第50条

本法の発効に伴い、環境管理に関する既存の法および規則は、本法に低触しない限りにおいて、かつ本法に代替されない限りにおいて、引き続き有効である

第51条

本法の発効に伴い、環境管理の原則に関する1982年法律第4号(1982年官報告示第12号、補遺官報第3215号)は無効となることを宣告する

第52条

本法は公布の日より発効する
本法の公布を周知させるため、本法をインドネシア共和国官報に掲載することを命じる

解題

環境管理に関するインドネシア共和国1997 年法律第 23 号について

(仮訳)

(インドネシア共和国補遺官報第3699 号)

(注:この解題は旧宗主国オランダの立法形式を踏襲するインドネシアの立法形式独特のもので、本法の一部を構成します。日本では法の解釈権は裁判官にあります。インドネシアでは異なり、この解題も含めて立法機関で審議、承認または否認されます)

総 説

1. 全智全能の神からインドネシア国家と国民に授けられたインドネシアの環境は神の恩寵であり、その能力は開発され、かつ維持されなければならない。そうすることによって、環境はインドネシア国家、国民およびその他の生命体の生活の質を存続し、かつ改善していくための資源および支えとして、その使命を果たし続けることができる。

パンチャシラは国家の基礎かつ哲学として完全かつ包括的に構成されており、国家と国民が調和、適合、均衡に基づいて全智全能の神との関係をはじめ、他人との関係、自然との関係において、さらに個人として外面的発展と内面的幸福を追求する行程において良好な状態であれば、生きるということの至福が達成されるという確信をインドネシアの国家と国民に与えるものである。人類、社会および環境の間は(それぞれ)相互関係にあり、これらは活力ある調和、適合、均衡を確実に得られるよう、常に扶育し、かつ開発されなければならない。

憲法の基礎となった 1945 年インドネシア国基本法は国民の最大限の厚生のために天然資源が用いられることを義務付けている。ここにいう国民の厚生は、現在および未来の世代に受け継がれる仕組みのもとで享受されなければならない。

開発には、国民の厚生を増進するために天然資源を加工し、利用する中で、(開発が)外面的な厚生達成と同じく、内面的な満足達成することでもあるという認識(に人々を導く)手段の面[ママ]。したがって、天然資源の利用は環境機能と調和的、適合的かつ均衡のとれたものでなければならない。

2. 環境は生態系の観点では国境や行政区などの地域を無視するが、環境管理の観点では管理権限の(及ぶ)地域を明確にすべきである。ここでいう環境の意味はインドネシアの環境のことである。法的にはインドネシアの環境はインドネシア共和国が主権、行政権および統治権を行使している領域、地点(でのそれ)をいう。この点からすれば、インドネシアの環境とは、あらゆる側面で社会、国(国体)、国家が形成されていく生存のあり方を成し遂げるインドネシア国家と国民の場所として、戦略的価値の高い役割をもつ自然条件および地位をもたらす熱帯気候、気象および季節を伴う、二つの大陸と二つの太洋の間の交差路という位置を占める地域における環境にほかならない。かくして、インドネシアの環境管理遂行における理念は多島海国家の理念である。
3. 生態系としてのインドネシアの環境はいくつかの下位系から成る。その下位系は、相異なる環境の支持力ならびに許容力を生じさせるような種々の性格を見せる社会的、文化的、経済的および地理的側面を持つ。このような状況は、環境の支持力および許容力が下位系の調和、

適合および均衡を増進させ、したがってまた下位系自体の保全をも増進させるという事情に基づいて、環境を扶育し、開発することを必要としている。言い換えれば、一つの下位系の扶育と開発は他の下位系に、ひいては生態系全体の保全に影響してくる。したがって、環境管理は、開発がその第一の特徴として統合性をもった系であることを求める。さればこそ、原則に忠実でしかも必然性をもって、中央から地方に至るまで実施されるべき環境管理の国家的政策が必要なのである。

4. 開発は継続的に天然資源を国民の厚生と生活水準の向上のために活用する。一方、天然資源の賦存は量、質とも有限であり、かつどこにでも存在するものではない。にもかかわらず、ますます増加し、多様になる住民の必要を満たすため開発が拡大していく結果、天然資源への需要は一層増大する。他方、(これに伴い)環境の支持力は妨げられ、許容力は低下する。

拡大する一方の開発活動は、生命の支持力である生態系の基本的構造と機能に損傷を与えるほどにまで、環境汚染と環境損傷への危険性をはらんできている。かかる環境汚染と環境損傷は社会的な重荷になり、結局は社会と政府が回復に要する費用の支払責任をとらざるを得ないこととなる。

環境機能の回復は国民の利益を形成するから、責任、公開性、社会の一員としての役割が要求される。これらは個人的に、あるいはNGOのような環境に関する組織、在来の社会集団等の経路を通して得られ、持続可能な開発の足掛りになるような環境の支持力および許容力を回復し、増進していく。

天然資源を含む環境と一体となった開発は、持続可能な開発を達成する手段となり、かつ現在と未来の世代の繁栄と生活水準にとっての保証ともなる。したがって、インドネシアの環境は、現在および未来の世代の繁栄と生活水準の向上のための環境概念たる持続の開発を支える、適合、調和、および均衡のとれた環境機能の保全という原則にたって管理されなければならない。

5. インドネシア開発の長期的方向は、諸材料の中に多様な種類の化学物質と放射性物質を含む工業開発に基づく経済開発に向けられている。社会の利益となる製品の生産と同様に、工業化は有害かつ有毒廃棄物の過剰も引き起こす。それらが、環境媒体に投棄された場合は、環境、健康および人と他の生命体の存続を脅かしかねない。

世界的には知識と技術が人間の生活の質を高めている。が、実際には化学製品の使用で注目されている産業社会の生活様式は有害かつ有毒廃棄物の産出を増やしてきた。このことが環境、健康さらに人と他の生命体の存続にとって危険性の少ない廃棄物処分方法(を開発する)という課題を提起したのである。

こうした問題意識にたてば、有害かつ有毒物質が的確に管理される必要がある(ことは自明である)。注意を喚起したいのは、インドネシアの領域が領域外からの有害かつ有毒廃棄物で煩わされるべきでないということである。

6. 開発推進力が加速すればするほど、同じく環境に対する影響の度合も加速する。かかる状況においては、環境への危険性を可能な限り抑制するために環境影響管理の必要への圧力が高まる。

環境影響管理への取り組みは、環境分野の法および規則に従わせるための査察行為と切り離せない。防制的な性格の法的手段は事業および/もしくは諸活動への許可という形をとる。したがって、許可には事業および/もしくは活動の責任者によって遵守され、実施されるべき必須条件および義務事項が明確に記載されなくてはならない。ここに述べていることは環境管理において様々な政府機関の参加を期待しているからである。したがって、環境管理分野に参加する各政府機関の権限の線引きを明らかにする必要がある。

7. 法治国家であるインドネシア統一共和国の本源に沿い、環境上持続可能な開発の構成部分である環境管理体系の開発は、環境管理への取り組みを法的に保証するために、明快、確固かつ包括的な法的基礎に基づいたものでなければならない。ここに法的基礎とは、環境法の原則および何人も遵守すべき環境法の規範をいい、これらは完全にパンチャシラならびに 1945 年基本法(憲法)に裏付けられている。

環境管理の原則に関する 1982 年法律第 4 号(1982 年官報第 12 号、補遺官報第 3215 号)はインドネシア環境の管理への取り組み初期のころの法的手段の開発であり、環境上持続可能な開発への統合的取り組みの一部を成すものであった。この法律制定から 10 年以上経過する間に、社会の環境に対する意識は急速に高まってきた。それはとりわけ NGO 以外にも環境分野で活動的な様々な形の社会組織が成長してきたことに見られるとおりである。また環境機能の保全において社会が先導する例も増えている。このことは社会が単に参加するだけでなく、実質的にその役割を担っているということである。一方、法的確実性を保証するために法律の形での整理が求められるような環境法問題が、社会の中で表面化し、大きくなってきた。他方、地球規模の環境開発および国際的関心は、インドネシアの環境管理の取り組みに今後、影響を増大させよう。かかる状況を注意深く見るに、環境管理の原則に関する 1982 年法律第 4 号は完全なものにする必要があると史料される。

本法は環境の法的規範を含めている。それ以外に本法は、環境に関する規定を含んだあらゆる実効法律および実効規則の評価および適合の基礎を提供する。ここに法律および規則とは灌漑、鉱業エネルギー、林業、生物および生態系の保全、工業、移住、空間管理、土地利用等々に関するものをいう。

行政法、民法、刑法をはじめ、様々な法的規定の効果を高めること、同じく環境紛争の解決方策に効力を与える試み、すなわち法廷外における紛争当事者間での合意達成に向けた環境紛争の解決の効果を高めること[ママ]。その他、団体請願を行う機会を開放する必要がある。こうした環境紛争の解決方法をとることによって、現在および未来の人間生活において環境能力を保護し、開発する重要性に関する価値体系への社会的遵守の高まりが期待できる。

この行政法を支援するものとして、刑法規定の効果はなお補完的な原則として留意されるべきである。すなわち制裁が民法や他の行政法をはじめ他の法律の領域における場合、環境紛争解決の方策が有効でない場合、および/もしくは関係者の過失責任の度合が相対的に重い場合、および/もしくは行為の結果が相対的に大規模である場合および/もしくは社会的不安を惹起する場合にば刑法が適用されなければならない。企業による犯罪行為の出現が増加するという予測に基づき、本法はまた企業責任について規定している。こうした観点から、上記の全ての法および規則はインドネシア環境管理法と一体をなすものとして包摂される。

逐条解題

第1条 充分明解

第2条 充分明解

第3条 国家責任の原則に基づき、国家は天然資源の利用が現在および未来の世代の国民の厚生と生活の質に対して最大限の利益をもたらすことを保証する一方、国家は領域内における天然資源の利用行為が他国領域に損害を及ぼすことを防止し、かつ領域外での諸行為による衝撃から国家を保護する。(国家の)存続という原則には何人も未来の世代および同世代の仲間たちへの義務と責任を持つという意味を含む。かかる義務と責任を実行するためにこそ環境能力は保全されなければならない。環境能力の保全は開発の持続にわたるの支柱である。

第4条 充分明解

第5条 第1項 充分明解

第2項 環境情報に対する権利は、公開の原則に基づく環境管理での役割に対する権利の論理的帰結である。環境情報に関するこの権利は環境管理における参加の価値と効果を向上させよう。また社会が良好かつ健全な環境に対する権利を実現する機会の開放ともなろう。本項にいう環境情報とは、データ、説明、もしくはその性格上および目的上、社会に知られるために実際に公開を必要とする、環境管理を含むその他の情報の形をとり得るであろう。これらは環境影響評価の書類、報告書、遵守に関する査察および環境の質の変化に関する環境査察(モニタリング)結果の評価および空間管理計画である。

第3項 本項にいう役割とは、異議申し立てと意見聴取による、もしくは法律および規制による意思決定過程から成る。この役割は、とりわけ環境影響評価あるいは環境政策形成において果たされる。これは公開の原則に基づき実施される。この公開性によって、社会は環境管理における意思決定に考察、見解提供、または検討の面で参加できよう。

第6条 第1項 本項にいう何人も負う義務は、個人的かつ社会的生き物としての人間的価値を反映する社会の構成員としての(彼/彼女の)地位から不可分ではない。この義務は何人も環境維持の取り組みにおいて参加し、役割を果たすことを含意している。たとえば、清潔な環境文化創出において、環境分野の説明もしくは指導力発揮においての参加をいう。

第2項 本項にいう真実かつ正確な情報とは、事業および/もしくは活動に責任のある者の法律および規則遵守(程度)の評価を目的にしている。

第7条 第1項 充分明解、

第2項 a 社会の自律および強化は政府およびその他の開発主体などの環境管理の行為主体とともに環境管理における行為主体としての能力を向上させる。上二の前提である。

b 社会の能力と自発性の向上は環境管理における社会の役割の効果を高めよ

う。

- c 社会の迅速な認識の増進は否定的衝撃の発生の可能性を、より低減させよう。
- d 充分明解
- e 迅速な認識の増進は環境問題に関する情報交換の速度を速めよう。本項はそれへの対応である。

第 8 条 第 1 項 充分明解

第 2 項 a

| 充分明解

c

d 社会的衝撃を有する活動とは文化的かつ構造的に全般への影響を及ぼす活動をいう

e 充分明解

第 2 項 充分明解

第 9 条 第 1 項 環境管理と空間管理の国家政策整備においては合理的かつ均衡のとれた注意が、潜在可能性、要望、さらには社会の中に現われ進展してきた価値を巡る必要性に対して払われなければならない。たとえば、生活を天然資源に頼るほかない、周辺の伝統社会に対する配慮等がそれである。

第 2 項

| 充分明解

第 4 項

第 10 条

a ここにいう意思決定者とは、権限を有する主体、すなわち政府、社会およびその他の開発主体である。

b この活動は説明、指導もしくは人的資源の質および量を増大するための教育、訓練を通して実践される。

c 本項でいう社会の役割とは、環境の支持力および許容力の保全に関する努力と意思決定過程への参加にわたる。

d 充分明解

e ここにいう先制的制度機構とは、意思決定および計画策定段階でとられる空間管理計画や環境影響評価などの行動をいう。予防的行為とは、実施段階での廃棄物の質的基準および/もしくは経済制度を遵守する等の行為をいう。効率的(先行的)な行為とは、ISO14000 など、環境基準を適用した生産段階での(管理)行為をいう。

先制的、予防的、かつ効率的(先行的)な環境管理機構の例は、環境上健全な技術の開発および適用、および事業および/もしくは活動の責任者が効果を高めるために自発的に実施する環境保険ならびに環境等である。

f

| 充分明解

l

第 11 条 第 1 項 環境管理の実施範囲は原則的に(それへの)責任ある各省庁、政府機関の各部

門にわたる。権限の重複と利害(利権)の衝突[ママ]を避けるため、大臣による調整、統合、同時化および簡素化の制度的工夫が必要である。

第2項 充分明解

- 第12条 第1項 a インドネシア統一共和国は国家開発の主要な資源たり得る、豊富で多様性のある有機および無機の天然資源、多様な文化的特質、および強い熱意を有している。このために、かつ統合と統一を達成するために、多島海概念に基づく有益かつ効果的な環境管理を保証する思考および活動の様式において、中央政府は、自然の潜在力および地方の能力の観点から地域の状況、条件を勘案し、権限の集中排除の原則実施計画に立って、一定の権限を地域に位置する中央出先官庁へ移管することができる。
- b 中央政府または第1級地方自治体は第2級地方自治体に対し、支援政務として環境管理政策の実施に関する任務を委任することができる。この支援政務において権限、予算措置、機器備品、および責任はなお委任(した側の)官庁にある。

第2項 充分明解

- 第13条 第1項 地域の能力、状況、条件に配慮しつつ、中央政府は権限の集中排除の原則に基づき、環境分野で地方自治体の権限、任務および責任となる業務を移管することができる。

第2項 充分明解

- 第14条 第1項
| 充分明解
第3項

- 第15条 第1項 環境影響評価は事業および/もしくは活動の計画を実施する上でのフィージリティ調査の一部という側面と、事業および/もしくは活動を実施する許可を受けるために満たされなければならない条件の一つという側面とがある。この評価に基づき、環境に関する重要かつ大規模な影響がより詳細に知られる。それらは事業および/もしくは活動から生じる肯定的影響と否定的影響の双方である。こうした手続きを踏むことが否定的影響を克服し、肯定的影響を最大化するための下ごしらえとなり得るのである。

重要かつ大規模な影響を計測もしくは決定するに際して用いられる指標は以下のとおりである。

- a 当該事業および/もしくは活動の計画により影響を受ける人口
- b 影響を受ける面積の払がり
- c 影響の強さと期間
- d 影響を受ける他の環境要素の一切の総計
- e 影響の累積作用
- f 影響の可逆性または不可逆性

第2項 充分明解

- 第16条 第1項 廃棄物処理は貯留、収集、輸送、(再)利用およびこれらの積み重ねによる廃

棄一連の活動である。

第 2 項 充分明解

第 3 項 充分明解

第 17 条 第 1 項 ここにいう管理の実施とは、環境汚染もしくは環境損傷の形で環境を危険にさらす可能性を縮減する取り組みをいう。有害物質および有毒物質が否定的作用を惹起する相当大きな潜在件があることを想起されたい。

第 2 項 充分明解

第 3 項 充分明解

第 18 条 第 1 項 許可の例は、鉱業における発掘権、あるいは工業における事業許可をはじめ、その他の許可等をいう。

第 2 項 充分明解

第 3 項 事業および/もしくは活動の実施許可には、当該事業および/もしくは活動を実施する際、当該事業および/もしくは活動に責任のある者によって実行されるべき環境管理に関する遵守事項における義務が明らかにされていなければならない。環境影響評価の作成または実施が義務付けられている事業および/もしくは活動については、当該事業および/もしくは活動の責任者によって実施されるべき環境管理計画および環境モニタリング計画が、当該事業および/もしくは活動の実施許可に添付され、明確に記載されなければならない。たとえば、廃棄物管理義務、環境媒体に処分投棄が許される廃棄物の質的要件、廃棄物処理に関して自主モニタリングを行う義務、その結果を環境影響制御に責任ある政府機関へ報告する義務などの諸義務等である。現行の法律および規則により、当該事業および/もしくは活動が環境影響評価の実施を義務付けられている場合は、当該環境影響評価の認証が当該事業および/もしくは活動実施許可の申請書とともに提出されなければならない。

第 19 条 第 1 項 充分明解

第 2 項 事業および/もしくは活動の実施許可の公表は、開かれた行政原則の実現を構成するものである。この公表は、特にこれまで許可の意思決定過程で反対手続き、意見の聴取などの機会のなかった」部の人々に、その過程への社会的参加機会を提供するものである。

第 20 条 第 1 項

| 充分明解

第 3 項

第 4 項 事業および/もしくは活動は廃棄物を生むものである。一般的に廃棄物は環境汚染および/もしくは損傷を惹起しないように、環境媒体への処分投棄をする前に事前処理がされなければならない。ある種の事業および/もしくは活動により生じた廃棄物が原材料として利用される場合もある。しかし、この過程で再利用できない残流も生じ、これは環境媒体に処分投棄される。

本条にいう投棄とは、事業および/もしくは活動の残流である廃棄物の処分投棄であり、および/またはその他使いものにならない物、あるいは死体の、土壌、水、大気などの環境媒体への処分投棄である。このような廃棄物および/

または物の環境媒体への投棄は生態系に影響を及ぼす。よって、本条の規定をもって、政府が配置した環境媒体という例外を除き、原則として廃棄物の環境媒体への処分投棄を禁止する。

第5項 充分明解

第21条 充分明解

第22条 第1項 充分明解

第2項 監察官を他の省庁から指名する場合は、大臣は当該省庁の長と調整を図らなければならない。

第3項 本項の規定は第13条第1項の実行を構成するものである。

第23条 充分明解

第24条 第1項 充分明解

第2項 充分明解

第3項 査察の対象となる場所の状況および条件に対する寓意とは、当該場所においてとられている記載、無記載両様の価値(観)および規範を尊重するという意味である。

第25条 第1項

| 充分明解

第5項

第26条 第1項 充分明解

第2項 充分明解

第27条 第1項 環境規則への違反内容は、行政要件への違反にはじまり、犠牲者を伴う違反まで様々な段階がある。

明確な(一定の)違反とは、事業および/もしくは活動による違反で、環境汚染および/もしくは損傷に伴い、社会の構成員が健康被害を受けるような、当該事業活動が停止されるべきであるとみなされるほど重大な違反をいう。

第2項 充分明解

第3項 充分明解

第28条 環境監査は、事業および/もしくは活動の責任者が活動効率を向ヒさせ、法律および規則に規定された環境条件への遵守実績を重ねる上でも重要である。こうした意味から、環境監査は現行の環境関係法律および規則への遵守、(事業者等が)内部的に適用してきている環境政策および環境基準の遵守を証明するために、当該事業および/もしくは活動の責任者により自発的に実施されるものである。

第29条 第1項

| 充分明解

第4項

第 5 項 本項にいう環境監査結果とは、公開性の特徴をもつ書類の形をとる。これらは社会を保護する取り組みであり、公表されなければならない。

第 30 条 第 1 項 本項の規定は、紛争当事者の民法上の権利保護を図るものである。

第 2 項 充分明解

第 3 項 本項の規定は、一つの環境紛争において異なる決定の発生を防止し、本法の確実性の確保を図るものである。

第 31 条 法廷外における環境紛争の解決は、利害の当事者により、すなわち損失被害側、損失を発生させた側、当該紛争の争点に係る政府機関、および環境管理に関心ある者を含め、自発的に進められるものである。

ここにいう明確な対策とは、地域社会が生活の支えにしている諸価値に注意を払いつつ、環境機能修復の取り組みを行うことである。

第 32 条 法廷外における交渉の進展を円滑にするため、紛争関係者は、以下の要件を満たす中立第三者の役務提供を求めることができる。

a 意思決定の権限を有しない中立第三者。この中立第三者は利害当事者すべてに解決を促す機能をする。それにより合意への到達が可能となる。

この中立第三者は：

- 1) 紛争当事者すべてからの同意があり、
- 2) 紛争当事者との親縁族および/もしくは業務上の関係を有さず、
- 3) 交渉および調停技術を持ち、
- 4) 交渉過程およびその結果に利益を有さない者でなければならない。

b 意思決定の権限を有する第三者は、仲裁者としての機能を持ち、仲裁におけるその決定は、紛争当事者にとり確定であり、拘束される効力を有する。

第 33 条 第 1 項 環境紛争解決のための役務提供団体(機関)というのは、不偏不党かつ専門主義の原因に基づき、紛争解決の(ための)選択機構の働きを円滑にし得る能力を有する団体のことをいう。

政府が設置する機関による役務提供は(政府の)社会サービスの一環である。

第 2 項 充分明解

第 34 条 第 1 項 本項は、汚染者負担という本法の原則の実現を成すものである。環境汚染者および/もしくは損傷者は、補償の支払いのほかに、判決が命じる一定の法的措置を実行する義務を負う。たとえば：

規定された環境基準に従い、廃棄物処理施設を設置し、もしくは修理すること

環境機能の修復を行うこと

環境汚染および/もしくは損傷の原因を除去し、かつ/または消滅させるこ

と

第2項 判決が命じる一定の措置の実行が遅滞した場合の各日につき、強制的支払いを課すのは、環境機能保全を目的とするものである。

第35条 第1項 発生した事態に対する絶対責任すなわち無条件責任とは、補償支払いを基本要件とする告訴人によって立証される必要のないような責任をいう。本項の規定は、一般的に違法行為に関する訴訟において、いわゆる特別規定(特例)を成すものである。本項による、環境汚染者もしくは損傷者に課すことのできる補償規模は一定の限界内に制約される。

一定の限界というのは、現行法律および規則によれば、当該事業および/もしくは活動に義務として課せられている保険額か、もしくは環境準備金積立分による限界をいう。

第2項 a
| 充分明解
c

第3項 本項にいう第三者の行為とは、不公正な競争あるいは政府の過誤をいう。

第36条 第1項 充分明解
第2項 充分明解

第37条 第1項 本項にいう代表訴訟の権利とは、問題、法的根拠、さらに環境汚染および/もしくは損傷による要求を同じくするような、損失を受けた社会の多数を当該社会の小集団が代表して行使する権利をいう。
第2項 充分明解
第3項 充分明解

第38条 第1項 充分明解
第2項 環境団体が提起する告訴は補償要求の形をとることができず、その他の告訴に限定される。すなわち：
a (そうすることが必要な)者に対し、環境機能保全に関連して一定の行動をとるように命じることを法廷に請願すること
b 環境汚染もしくは損傷のゆえをもって、それを惹起した者が法律および規制に違反した行為を犯したと宣告する(よう求めること)
c 事業および/もしくは活動を行う者にとって廃棄物処理施設の設置または修理を命じる(よう求めること)

実費支出とは、実際に支出済みであると証患できる当該環境団体の支出をいう。

第3項 必ずしも全ての環境団体が環境の名において活動をできるわけではなく、一定の要件を満たしていなければならない。この規定の存在により、環境団体は選別的に環境の名において訴訟を提供できる「法廷会員」として承認される。ここに法廷とは一般法廷および行政法廷の両者をいい、含まれる審査および審問の権能による(どちらかになる)。

第 39 条 充分明解
|
第 52 条

参考資料 2

インドネシアを中心とした東南アジア 4 カ国における
日系企業の環境問題への取り組みの現状

(平成 7 年度在外日系企業の環境配慮活動動向調査結果より)

1. 調査の概要

海外に進出している日系企業による環境配慮の状況を把握するため、平成 7 年度、フィリピン、タイ、インドネシア及びマレーシアのアジア 4 国において事業活動を行っている日系企業を対象に、現地の日本人商工会議所の協力を得てアンケート及び現地ヒアリング調査を実施した。

アンケートは対象 4 国の日本人商工会議所の会員名簿に基づき、そのうち個人会員及び団体会員等を除く全ての企業 2,070 社（非製造業や小規模な現地事務所を含む）に発送し、うち、425 社から回答を得た（回収率 20.5%）。

この調査において、インドネシアでは 316 社に発送し、うち、96 社から回答を得、回収率は 30.4%であった。

以下、インドネシアにおける日系企業の環境への取り組みの現状について、他のアジア 3 国の平均と比較しつつ（回答数 329 社）、取りまとめる。

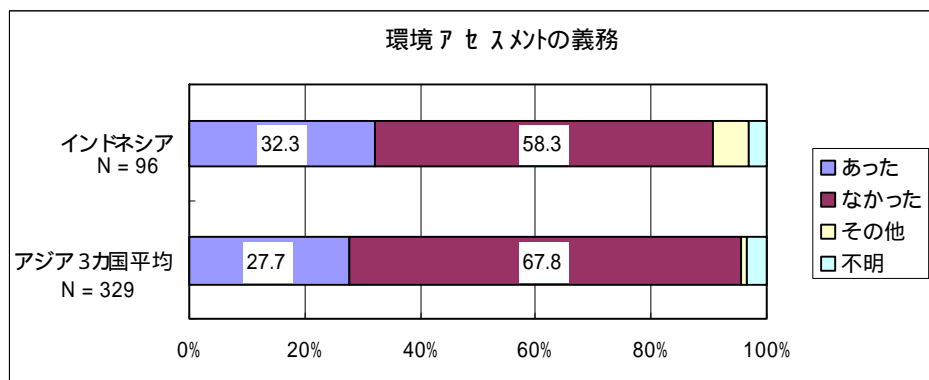
回答企業の内訳を見ると、業種については製造業 57.3%（アジア 3 国では 67.8%、以下、（ ）内の数値はアジア 3 国の平均のデータ）、非製造業（建設業、卸売業、金融・保険業等）41.7%（28.3%）であった。従業員数については 100 人未満 34.4%（30.4%）、100 人以上 500 人未満 32.3%（31.9%）、1000 人以上 18.8%（20.4%）等となっていた。

2. 調査結果

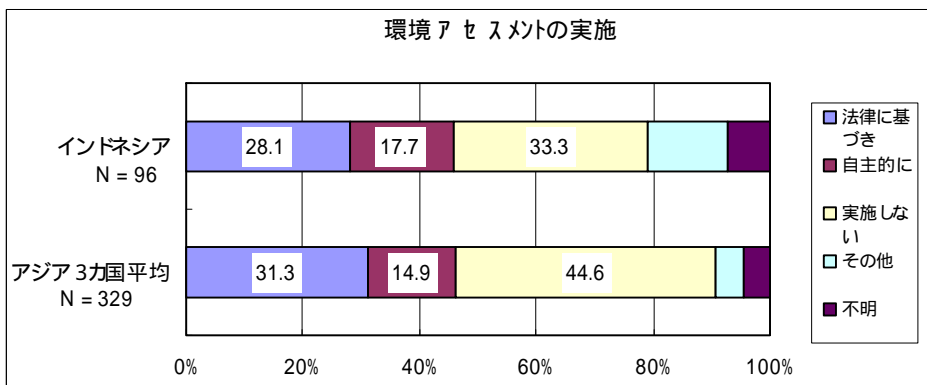
（1）進出に当たっての環境対策

進出先での事業実施に伴い、法的に環境アセスメントを実施する義務のあった企業は 32.3%（27.7%）に過ぎなかったが（図表参 2 - 1）、実際にはこれを大きく上回る 45.8%（46.2%）の企業が環境アセスメントを実施していた（図表参 2 - 2）。（現地の法律等に基づいて環境アセスメントを実施した企業 28.1%（31.3%）、自主的に行った企業 17.7%（14.9%））。

図表参 2 - 1 環境アセスメントを行う義務の有無



図表参 2 - 2 環境アセスメントの実施状況

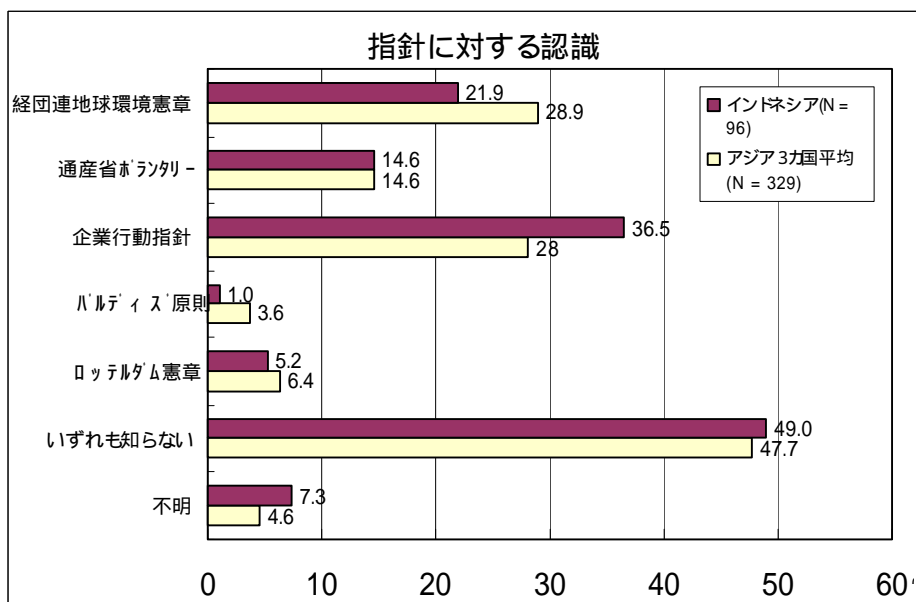


(2) 環境対策を進めるためのシステム、組織

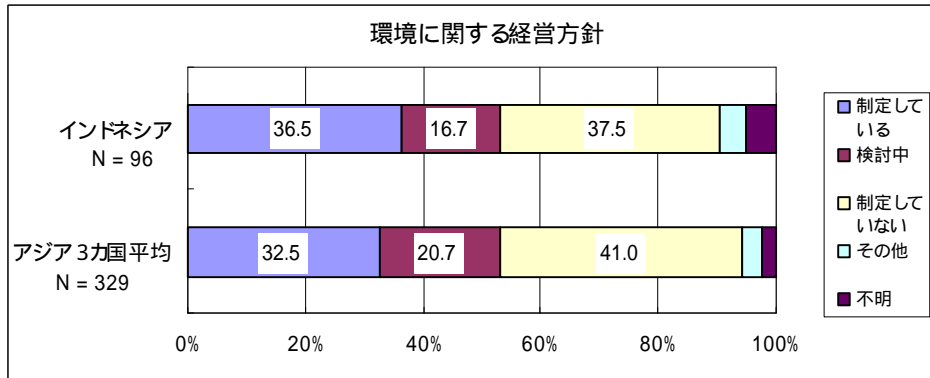
環境庁の「環境にやさしい企業行動指針」を知っていた企業が 36.5% (28.0%)、経団連の「地球環境憲章」を知っていた企業が 21.9% (28.9%) あった (図表参 2 - 3、複数回答可) ほか、環境に関する全社的な経営方針を制定している、ないしは検討中である企業が 53.2% (53.2%) あった (図表参 2 - 4)。

環境問題に取り組むための部署又は担当者を置いている企業が 46.9% (52.7%) あった (図表参 2 - 5)。(専任の部署を置いている企業 9.4% (11.6%)、専任の担当者を置いている企業 2.1% (4.9%)、兼任の担当者を置いている企業 35.4% (36.2%)。)

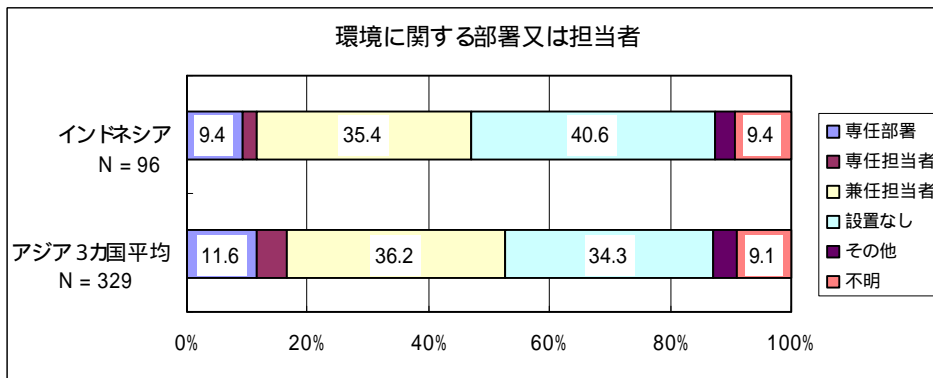
図表参 2 - 3 環境に関する指針、憲章の認知度(複数回答)



図表参 2 - 4 環境に関する経営方針の有無



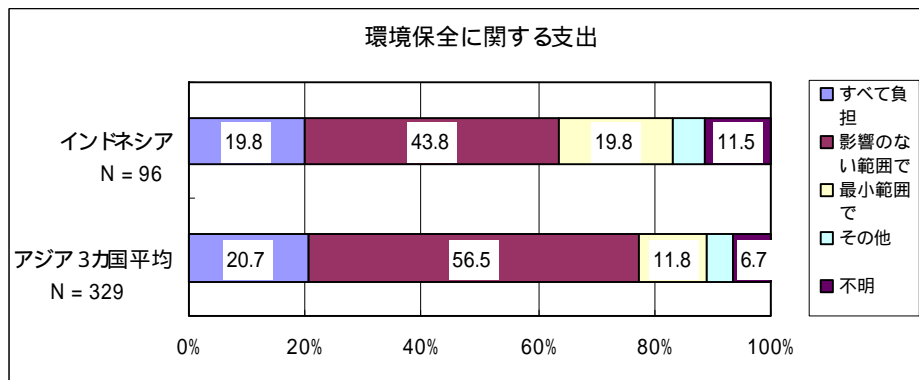
図表参 2 - 5 環境担当部署等の設置状況



(3) 環境に配慮した事業活動

環境保全のための経費や投資などの支出について、現行規制をクリアするために最小限必要なもの以上に行いたいと考えている企業が 63.6% (77.2%) あった (図表参 2 - 6)。(会社の業績等に関わらず負担したいと思う企業 19.8% (20.7%)、業績に深刻な影響を与えなければ、できるだけ負担したいと思う企業 43.8% (56.5%)。

図表参 2 - 6 環境保全に関する支出についての意識



(4) 進出先国での操業に当たっての環境面での課題

現地の大気汚染、水質汚濁等に関する規制対象となっている企業が 33.3% (37.1%) あった (図表参 2 - 7)。

大気汚染、水質汚濁に関する測定結果等を現地の行政機関等に報告している企業が、25.0% (27.7%) あった (図表参 2 - 8)。(法律に基づき報告している企業 21.9% (21.3%)、自主的に報告している企業 3.1% (6.4%)、法律に基づき定期的に立入検査を受けている企業 21.9% (23.1%)。)

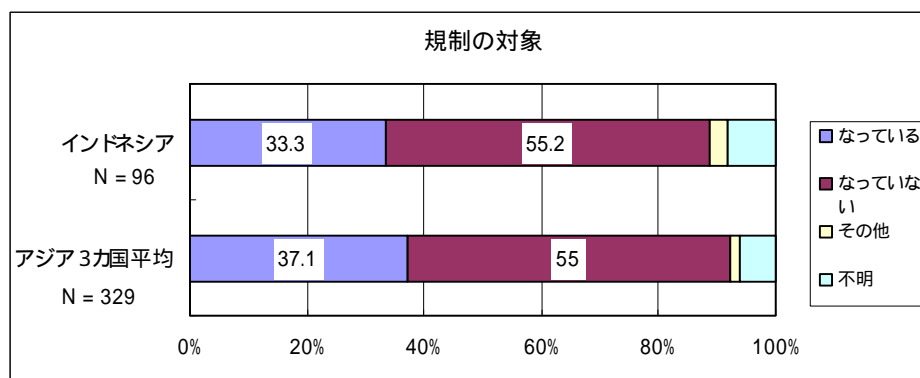
現地での操業に当たって、社外に影響を及ぼさない軽微なものも含めて 18.8% (19.7%) の企業が環境面で何らかの課題を経験している (図表参 2 - 9)。

その課題の内容としては、水質汚濁物質の排出が 48.0% (48.6%) と最も多く、次いで振動・騒音に関することが 20.0% (10.8%)、悪臭に関することが 16.0% (18.9%)、廃棄物の処理・処分が 12.0% (20.3%) であった。アジア 3 カ国の平均と比較すると、インドネシアでは廃棄物に関する回答が少なく、振動・騒音に関する回答が多かった (図表参 2 - 10、複数回答可)。

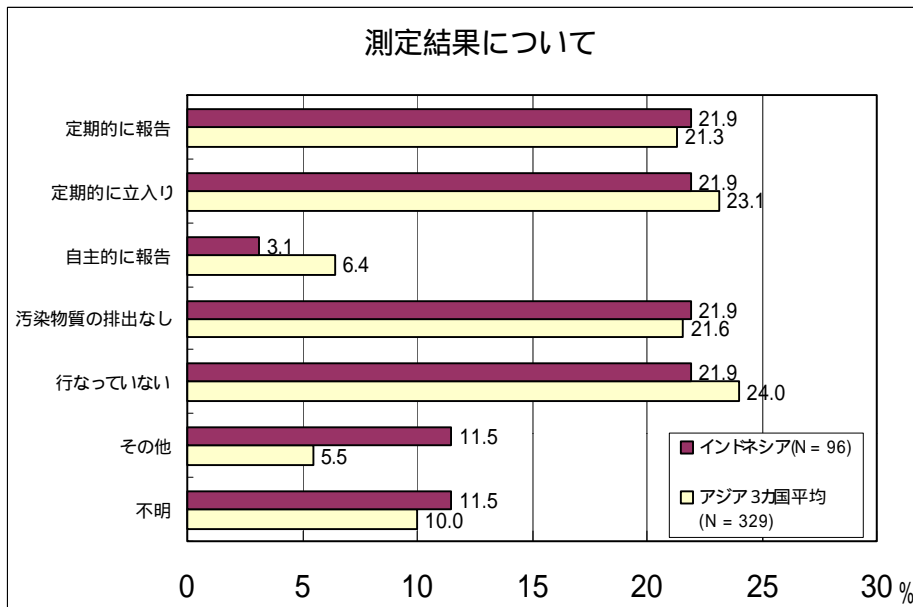
なお、現地ヒアリング調査によると、アジア 4 カ国のいずれにおいても、事業工程からの排水処理は、当該国でトップクラスの対策がとられているが、企業内での生活系排水が処理されていない企業が見受けられた。また、同じく現地ヒアリング調査で、廃棄物については処分地が確保できずに敷地内に保管し続けている企業が見受けられた。こうした状況は、適切な管理方法をとらない場合には環境問題を引き起こすおそれもあり、将来に向けての課題を抱えている例と言える。

今後環境面で課題等が発生する可能性があると考えている企業が 24.0% (24.3%) あり、その内容としては、水質汚濁物質の排出が 52.2% (37.5%)、廃棄物の処理・処分が 43.5% (56.3%)、大気汚染物質の排出が 26.1% (26.3%) であった (図表参 2 - 11、複数回答可)。

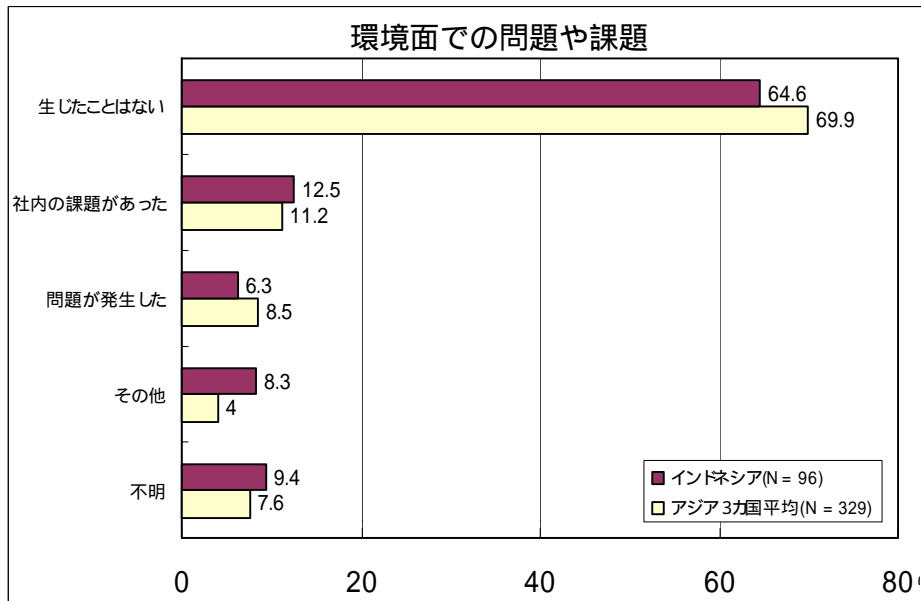
図表参 2 - 7 環境関連の規制対象の状況



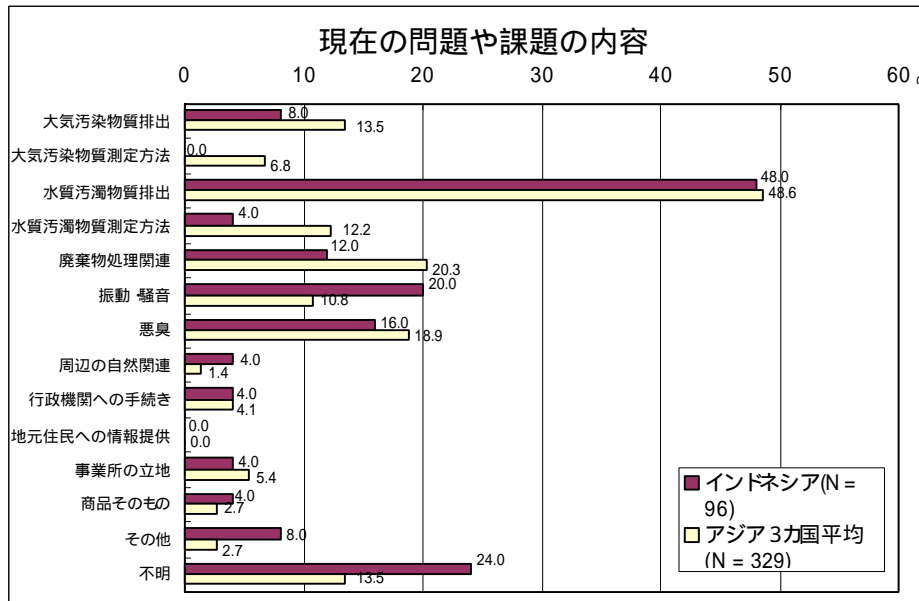
図表参 2 - 8 測定結果の報告等の状況(複数回答)



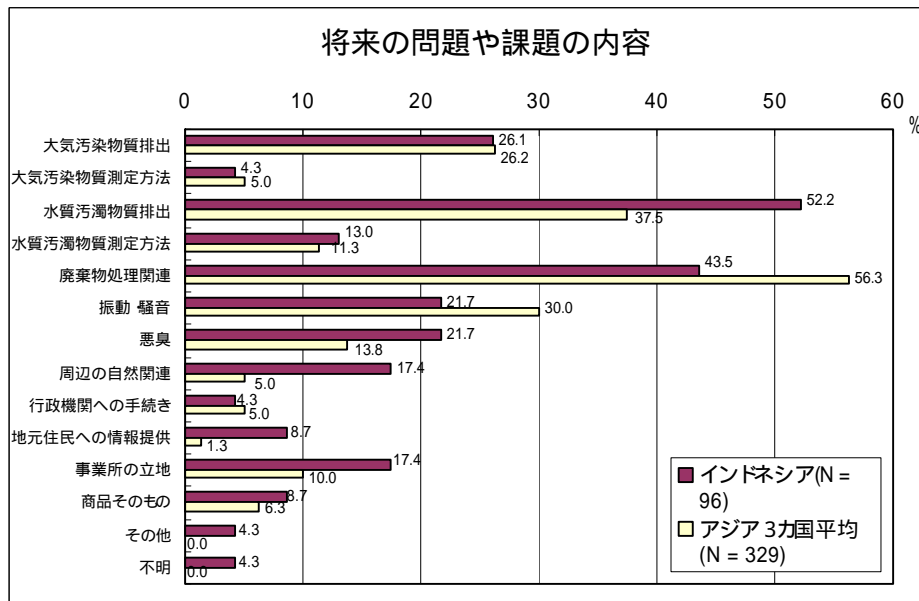
図表参 2 - 9 環境面での問題や課題の有無



表参2 - 10 これまでの問題や課題の内容(複数回答)



図表参2 - 11 将来の問題や課題の内容(複数回答)



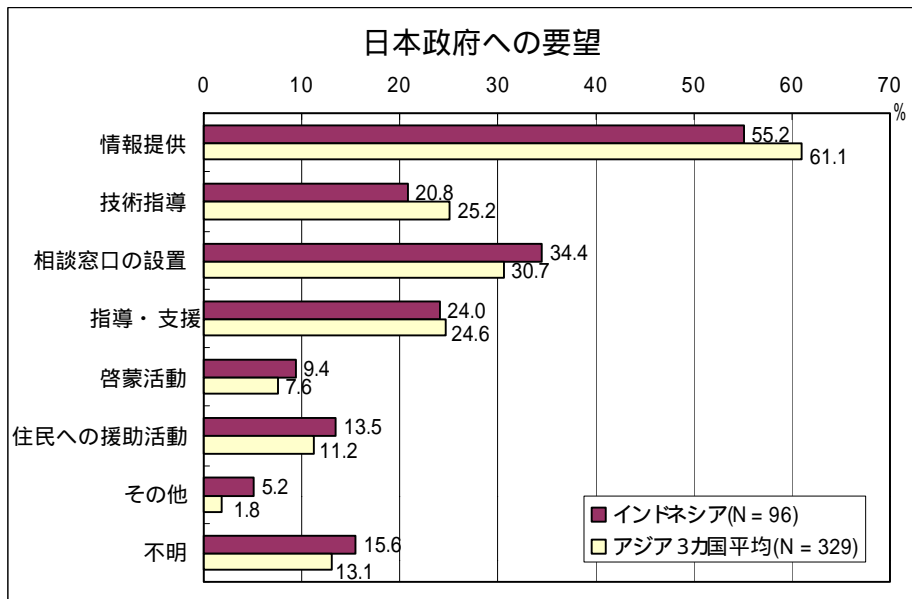
(5) 日本政府に期待すること

海外進出企業の環境対策の一層の充実のために、日本政府に期待することとしては、各国の環境に関する情報提供(マニュアルの作成等)が55.2%(61.1%)、進出先における相談窓口の設置34.4%(30.7%)、進出先国の行政機関における環境保全技術、測定技術等の向上のための指導や支援、研修生の受け入れ等が24.0%(24.6%)進出に当たっての

各国の測定方法等の環境に関する技術指導 20.8% (25.2%)、であった (図表参 2 - 12、複数回答可)。

現地ヒアリング調査においても、各国の環境規制や環境問題の現状等を取りまとめたマニュアル、先進企業の対応例などを取りまとめた事例集などの作成に対する希望が聞かれた。

図表参 2 - 12 日本政府に期待する内容 (複数回答)



参考資料 3

環境マネジメントシステムに関する最近の動向

1. ISOによる環境マネジメント規格制定の背景

近年、様々な場で地球温暖化などの地球環境問題から、ごみ問題や騒音などの都市生活型公害など、各種の環境問題が議論の対象となっている。このような問題に対応するため、これまではいわゆる「地球にやさしい暮らし」の必要性が高く叫ばれ、『ちきゅうにやさしいの方法』等の各種の図書が出版されたり、『環境家計簿』が登場したりしている。環境保全型社会を構築するためには、ライフスタイルの転換が必要とされていたわけである。

そして市民のライフスタイルの変革と同時に、社会のもう一つの主要な主体であり、生産活動を担っている企業自身も変わっていかねばならない、環境問題について積極的な取り組みをしていかねばならないという考えが、企業自身も含めて急速に台頭しつつある。そして1991年国際商業会議所（ICC）は、「持続可能な開発のための産業界憲章」を制定し、その中で企業にとって持続的な発展のために重要な環境マネジメントに関する16の原則を示し、産業界自らがこの問題に取り組むことを表明した。また、我が国においても1991年に社団法人経済団体連合会が「経団連地球環境憲章」を制定し、やはり産業界が自主的、積極的に環境問題に取り組んでいくことをアピールした。

また、それとともに世界経済のグローバル化の進展とともに、環境への取り組みや環境に関するコストのかけ方について、その公平性、透明性を求める機運が次第に高まってきている。

そのような中で「持続可能な開発のための経済人会議」（BCSD；Business Council for Sustainable Development）は、持続可能な開発のための諸問題を検討していく中で、企業活動による環境破壊を最小限に食い止め、環境に与える負荷をできるだけ少なくしていくためには、国際規格の制定が有効な手段となり得るという結論を出し、1992年5月に国際標準化機構（ISO；International Organization for Standardization）に対し環境に関する国際規格の制定に取り組むよう要請した。

現在、ISOでは、TC（Technical Committee）207という委員会を設置し、六つの分科会を置き、環境マネジメントシステム、環境監査、エコラベル、環境行動評価、ライフサイクル・アセスメント、用語と定義のそれぞれについての検討を進めている。このうち、環境マネジメントシステムと環境監査に関する規格及びガイドラインについては、イギリスやEU（欧州連合）の取り組みが先行していたという事情もあり、前述したように1996年9月に制定、発行された。このような国際規格の発行により、少なくとも輸出関連企業はその相手先から規格の認証取得が取引の条件の一つとされる状況にあり、世界的には、特に電機業界を中心にその対応が急ピッチで進められている。さらに、日本では自動車、素材、大手チェーンストア、電力、建設などの業界で対応が始められ、すでに一部の企業では、このような対応を取引条件の一つとすることを発表している。

環境保全型社会、持続可能な社会の構築に向けて、新しい枠組み、新しいルールが作られようとしているのである。

2. ISOとは何か

環境マネジメントシステムに関する国際規格を検討し、発行させた ISO、国際標準化機構は、製品とサービス分野での国際的な交流促進のための国際規格づくりを目的として 1946 年に設立された国際機関で、現在、90 カ国以上が加盟している。ISO はもともと各種製品の技術上、製造上の規格を開発し、統一することを目的としており、いわば JIS の国際版といえるものである。

つまり国際的な取引が活発になり、貿易が増大すれば小はネジの口径から始まり、様々な規格が国際的に統一されていないと貿易上の大きな障壁となることから、ISO は必然的に生まれた組織なのである。今日では工業的な規格のみならず、例えば世界各国の空港などで案内所のシンボルマークが「！」として共通なもの、この ISO で標準化されているおかげだ。ただし、ISO は基本的には NGO であり、あくまでも各国の産業界等が規格統一のために自主的に設立した組織という性格を有している。JIS と大きく異なっている点がここにある（ただし我が国でも JIS の民営化が検討され始めている）。そして日本では、最終的には ISO で決定された国際規格は、改めてほぼそのままの形で JIS 規格として制定されることになっており、この点は認識をしておかなければならない。

さて、このような性格を有する ISO だが、近年は、製品等に関わる規格だけでなく、より政策的な分野の規格制定作業にも取り組んでいる。その始まりは ISO 品質管理システム規格（ISO9000 シリーズ）の制定であり、今回の環境に関するシステム規格はその第 2 弾である。このような規格は一般の製品規格とは区別され、システム規格と位置づけられている。

ISO が品質管理システムの国際規格を作成した目的は、国によって異なる商取引上の品質管理システムを国際的に統一し、国外から製品を購入した場合でも、その製品が第三者機関による認証を受けた適切な品質管理システムのもとに製造されていることを保証することにあった。

この ISO の品質管理に関する規格に対して、当初日本企業は、日本の品質管理システムは世界一の水準であり、あえてこの規格を取得し、その認証を受ける必要がないと考えていたが、実際には、ヨーロッパを中心に政府機関や関連企業に製品を販売しようとした場合、ISO 規格に合格した品質管理システムを導入していることが取引条件となり、急いでその対応を図っているというのが現状である。しかも、このためには資格のある第三者機関による認証を受けなければならないことになっている。

そして、品質管理システムに次いで、現在制定されつつあるのが、企業の環境マネジメントシステムに関する一連の規格、ISO14000 シリーズである。さらに、今後、労働安全衛生に関する規格も検討の上、制定される予定（ISO16000 シリーズ）で、もちろんこれら全ての規格は、品質管理システム規格と同様、この認証を取得するためには、その適合について第三者機関による審査等を受けなければならない。

これらの一連のシステム規格の制定は、世界的に品質管理システムを統一し、その検査を簡素化して貿易を活発化させること、環境問題の深刻化に対応し、企業が継続的に環境

保全に努力する仕組みを整備し持続可能な社会を実現すること、労働条件等を標準化し、労働者の雇用と福祉に貢献することをそれぞれ目的としている。

3. 環境マネジメントシステムと企業の環境への取り組みのあり方

企業を含むあらゆる組織における環境マネジメントは、以下の四つの柱によって組み立てられるのが望ましい。この四つの柱はシステムそのものであると同時に、企業等の「環境への取り組み状況を評価」する際の評価の柱となるべきものであると考えられるが、その四つの柱とは、

- (1)環境マネジメントシステムの構築状況
- (2)事務所等における環境への取り組みの状況
- (3)業種ごとの環境への取り組みの状況
- (4)環境への取り組みに関する情報公開や社会貢献の状況

となる（ISO の規格においては、環境マネジメントシステムといった場合は(1)のみを意味し、(2)(3)(4)は環境パフォーマンスに分類されている）。

企業等が環境への取り組み、つまり組織全体で環境問題に対応したマネジメントを経営の中に組み込む場合に、まず第 1 に考えなければならないことは、全体のマネジメントシステムそのものをどのように構築するかということだ。この環境マネジメントシステムは、一度組み立てればそれで終わりというものではなく、組織的かつ継続的に運営され、見直され続けなければならない。また、このシステムは組織の活力や創意工夫を生み出し、かつ効率的に環境への取り組みが達成されるようなものでもなければならない。

第 2 に重要なことは、実際にどのような取り組みを行うのかということであり、いくら素晴らしい環境マネジメントシステムが構築されていても、その取り組みが社会的に要求されているレベルや、消費者が期待しているレベルとかけ離れていては問題があると言える。さらに取り組みの項目だけが立派に揃っていても、数値目標や達成期限が明示されていないお題目だけの取り組みでは意味がない。この実際の取り組みは事務所等における事業者共通の業務に関する取り組みと、各業種ごとの取り組みに大別することができ、前者は例えばオフィスにおける取り組みや、自動車利用関係、資源の節約などがあり、いうなれば企業も消費者の一人として行っている財やサービスの購入、使用、建物の建築や管理、社員教育などを含んでいる。後者は製造業であれば、原材料や燃料の購入、製造工程での省資源、省エネルギー及びごみの減量、さらには製品設計での環境配慮やその回収やリサイクルなどが考えられる。

第 3 に重要なことは、以上のような環境への取り組みの内容を広く情報公開することと、企業だけでなく社員も含めて環境面での社会貢献活動を行うことであり、企業自身がしっかりやっていればそれでいいんだという時代は過ぎつつある。どのような取り組みを、どのような目的で、どう実施し、その結果はどうだったのか。当初の目標通りにできたのか、できたのであれば次の目標は何か、できなかったのであればその原因は何で、どう改善をするのか。それらを明らかにし、住民・消費者に情報を的確に提供する必要がある。また、

公開された情報を他の事業者、他の業種と比較し、企業自身の取り組みのレベルや内容を反省することも重要である。

4．環境マネジメントシステムの要求事項

では具体的には、どのように環境マネジメントシステムを構築すべきなのだろうか。ISO規格において要求されている内容は、以下のとおりとなっているが、この規格に沿って環境マネジメントシステムを構築して、環境方針と計画を策定し、さらにこれを実施及び運用するとともに、その結果を点検し、問題があれば是正措置を講じ、そしてその全体について経営陣による見直しを行うといったサイクルを、継続的に回して改善に努めていかなければならない。このようにして構築されたマネジメントシステム全体の適合性について認証機関の監査を受け、認証を取得することになる。

また、システムの構築に当たっては、要求事項にも記載されているが、全ての関係者の責任と権限等を文書化し、必要なマニュアル等を整備し、日常の記録を取ってこれを保管しなければならないなど、その運用には多大な労力が必要となるといわれており、認証取得のための費用も含め、中小企業にはかなりの負担になるとの意見もある。

ISO に定められている環境マネジメントシステム

環境方針 / Environmental policy

計画 / Planning

- ・環境側面 / Environmental aspects
- ・法的及びその要求事項 / Legal and other requirements
- ・目的及び目標 / Objectives and targets
- ・環境マネジメントプログラム / Environmental management programme(s)

実施及び運用 / Implementation and operation

- ・体制及び責任 / Structure and responsibility
- ・訓練、自覚及び能力 / Training, awareness and competence
- ・コミュニケーション / Communication
- ・環境マネジメントシステム文書
/ Environmental management system documentation
- ・文書管理 / Document control
- ・運用管理 / Operational control
- ・緊急事態への準備及び対応 / Emergency preparedness and response

点検及び是正処置 / Checking and corrective action

- ・監視及び測定 / Monitoring and measurement
- ・不適合並びに是正及び予防処置
/ Nonconformance and corrective and preventive action

- ・記録 / Records
- ・環境マネジメントシステム監査
/ Environmental management system audit

経営者による見直し / Management review

- ・経営者による見直し / Management review

また、具体的には、環境マネジメントシステムは、以下の五つの内容が基本となるが、それは

- (1)環境への取り組みに関する経営方針を策定する
- (2)自社の環境負荷を把握・評価し、環境への取り組みに関する目標及び行動計画を作成する
- (3)環境への取り組みに関する組織及びシステムを構築し、的確に運用する
- (4)環境への取り組みの結果を自己評価し、方針、目標、計画、組織及びシステムを見直しする
- (5)上記全てを経営者がレビューし、継続的改善を組織全体で図る

ということである。

以上述べたような ISO の環境マネジメントシステム規格は、あらゆる組織に適用できるものとして、世界の専門家を集めて議論され、合意された世界唯一の規格である。この規格に沿って環境マネジメントシステムを構築することは、事業者が環境管理を効果的に進めていく上できわめて有用なものである。今後、数多くの事業者が、これに沿って環境マネジメントシステムを構築し、環境管理に積極的に取り組んでいくことが期待されている。なお、取引先から社内の環境マネジメントシステムが構築されていることの証明を求められるといったこともあるため、国際規格に従ったシステムが社内に整備されていることを第三者が審査し認証するための仕組みも各国ごとに整備されている。

この ISO14001 に基づく認証制度が環境マネジメント審査登録制度であり、これは、ISO9000 シリーズに基づく認証制度を基本としており、対象規格を ISO14001 に広げたものである。この制度は、組織が構築した環境マネジメントシステムが規格の要求事項に合致しているか審査し登録する審査登録機関、その審査員になるために必要な研修を実施する審査員研修機関及び審査員の資格を付与する審査員評価登録機関、そしてこれら各機関がその業務を行う能力を備えているかを認定する認定機関からなる総合的な仕組みとなっている。

日本の場合は、ISO9000 シリーズの認定機関であった（財）日本品質システム審査登録協会が ISO14000 シリーズに対応するため、（財）日本適合性認定協会（JAB）に名称を変更して認定機関となり、その下に 1997 年末現在で国内法人 16、海外法人 9 のあわせて 25 の審査登録機関が活動している。また、1998 年 3 月末現在、我が国において 14001 を取得した事業所数は 889 にもなっており、国別では世界一となっている（図表参 3 - 1、3 - 2）。

なお、企業規模が小さく、直ちに ISO 規格に対応できない企業等の取り組みを支援するため、日本の環境庁では「環境活動評価プログラム」を制定している。環境活動評価プログラムは、環境マネジメントシステムの ISO 規格についてのガイドラインやマニュアルではないが、このプログラムは、大多数の事業者が、簡単な方法により、自主的に「環境との関わりに基づき、目標を持ち、行動する」という地球市民としての役割を果たし、具体的な環境活動が展開できるようにすることを目的としている。事業活動に伴う環境への負荷の簡易な把握の方法や、環境保全のために事業者에게期待される具体的な取り組みのチェックリストを示し、その実行のための計画づくりと取り組みの推進を支援するものなのである。この環境活動評価プログラムに参加することによって知識と経験を身につけた事業者は、それを活かして、国際規格に沿った環境マネジメントシステムの構築へと進んでいくことができることとなる。

既に ISO 規格として発行し、JIS 規格として制定されている環境マネジメントに関する規格は以下のとおり（1997 年 3 月末現在）。

ISO 規格番号	規格名称	発行年月日
ISO14001	環境マネジメントシステム - 仕様及び利用の手引き	1996.9.1
ISO14004	環境マネジメントシステム - 原則、システム及び支援技法の一般指針	1996.9.1
ISO14010	環境監査の指針 - 一般原則	1996.10.1
ISO14011	環境監査の指針 - 監査手順 - 環境マネジメントシステムの監査	1996.10.1
ISO14012	環境監査の指針 - 環境監査員のための資格基準	1996.10.1

注：上記 ISO 規格は JIS 規格としても制定されており、その規格番号は例えば「ISO14001」が「JISQ14001」となる。なお JIS 規格としての制定は、全て 1996 年 10 月 20 日である。

5 . その他の環境関連規格

第 1 節で述べたように、TC207 での検討は、環境マネジメントシステム及び環境監査以外に、エコラベル、環境行動評及びライフサイクル・アセスメントがある。これらの内容は、以下のとおりである。

SC3：環境ラベルと宣言（EL：Environmental labelling）

- ・ ISO14020（一般原則）：全ての環境ラベルに関する一般原則を規定しており、国際貿易の障害とならないこと、LCA を考慮すること、透明性を確保すること等を記した規格
- ・ ISO14021（自己宣言による環境主張）〔タイプ 2 ラベル〕：製造者自らが製品やサービスの環境への配慮を主張するもので、リサイクル可能、リサイクル材料、省エネルギー等 12 の主張項目を規定した規格

- ・ ISO14024 (第三者認証による原則と実施方法) [タイプ 1 ラベル] : 第 3 者機関が独自の基準に基づいて環境に配慮した製品の認証を行い、ラベル貼付するために基準の設定方法や認証方法を規定した規格
- ・ ISO14025 (環境に関する定量情報表示) [タイプ 3 ラベル] : 資源消費量、大気汚染量、有害物質使用量等の製品の各環境負荷を定量的に表示し製品に貼付する手法を規定していることを提示する規格 (現在検討中)

SC4 : 環境パフォーマンス評価 (EPE : Environmental Performance Evaluation)

- ・ ISO14031 (環境パフォーマンス評価) : 組織の環境行動、実績を定性的・定量的パラメーターを使って評価する手法に関する規格

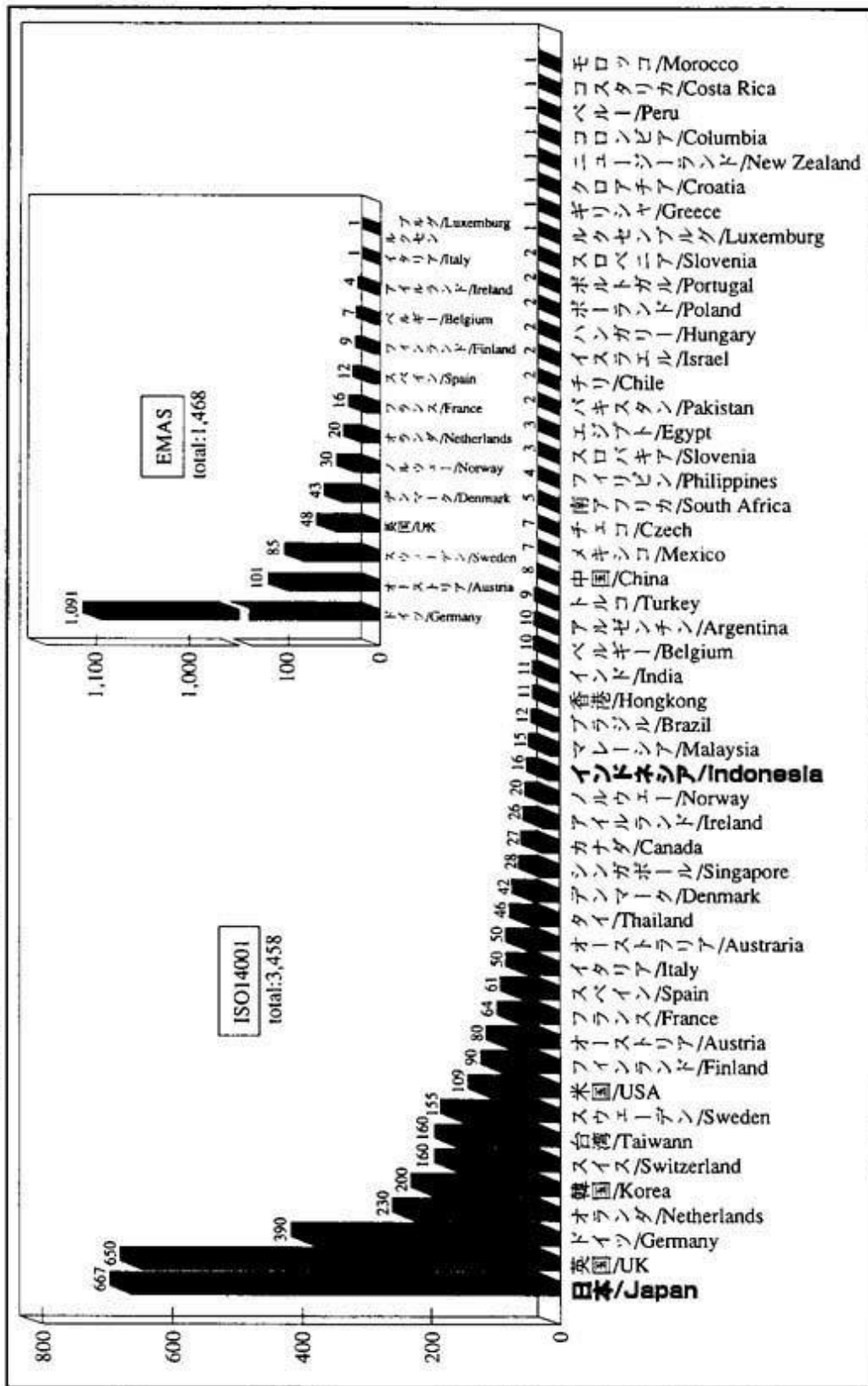
SC5 : ライフサイクルアセスメント (LCA : Life Cycle Assessment)

- ・ ISO14040 (一般原則) : 製品の環境負荷を、原料調達段階から廃棄に至るまで各段階毎に分析し、製品の生涯に渡る環境負荷を求める手法を規定した規格

ISO14041 (インベントリ分析) : LCA 手法のうち、インベントリ分析手法について規定した規格

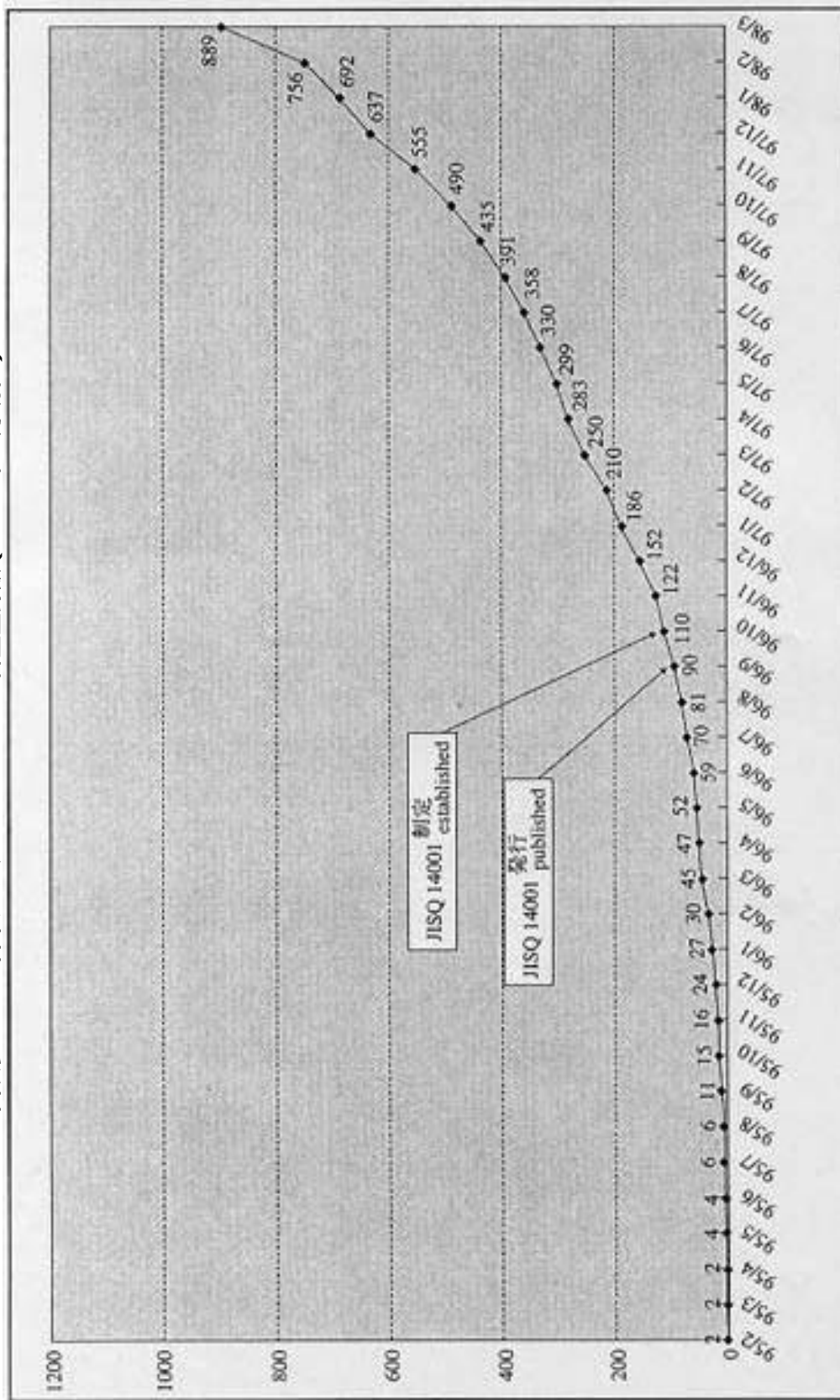
- ・ TR インベントリ分析 (タイプ 3) : ISO14041 に基づく手法を具体例を提示して説明している標準情報
- ・ ISO14042 (影響評価) : LCA 手法のうち、影響評価手法について規定した規格
- ・ ISO14043 (解釈) : LCA 手法のうち、解釈について規定した規格

図表参 3-1 世界の ISO14001 と EMAS の登録数 (1998 年 1 月現在)



資料 : ISO World, URL: <http://www.ecology.or.jp/isoworld>

図表参 3 - 2 日本における ISO14001 の審査登録数 (1998 年 3 月現在)



資料：通商産業省 URL: <http://www.miti.go.jp/topic-j/eitem71j.html>

参考資料4

インドネシア及び日本における環境情報関連窓口

1 . インドネシア / in Indonesia

(1) インドネシア政府機関及びその他機関 / Indonesian government agencies and other institutions

- 1) 環境省 / The State Ministry of Environment / LH: Kantor Menteri Negara Lingkungan Hidup
Jl.D.I Panjaitan, Kebon Nanas, Jatinegara, Jakarta 13410 Indonesia
phone +62-21-8580067 ~ 0069
- 2) 環境管理庁 / Environmental Impact Management Agency / BAPEDAL:Badan Pengendalian Dampak Lingkungan
Arthaloka Bldg. , Jl. Jend. Sudirman NO.2, Jakarta 10220 Indonesia
phone +62-21-2511549
- 3) 投資調整庁 / National Investment Coordinating Board / BKPM: Badan Koordinasi Penanaman Modal
Jl. Gatot Subroto NO. 44, Jakarta Selatan, Indonesia
phone +62-21-5250023 / 5252008
- 4) 環境管理庁環境管理センター / EMC: Environmental Management Center
Kompleks Puspiptek, Jl. Raya Puspiptek, Serpong, Tangerang, Jawa Barat 15310 Indonesia
phone +62-21-7560230
- 5) 西ジャワ州環境局 / Environmental Bureau, West Jawa Province / Biro Bina Lingkungan Hidup, Setwilda TK I Jawa Barat
Jl. Diponegoro Nomor 22, Bandung 40115 Indonesia
phone +62-432448/433347/430993
- 6) ジャカルタ特別市環境局 / Environmental Bureau, Jakarta Special Administrative District / Biro Bina Lingkungan Hidup, Pemerintah Daerah Khusus Ibukota Jakarta
Jl. Merdeka Selatan 8-9, Lt.13 Balaikota Jakarta, Indonesia
phone +62-21-382-2328/381-2870
- 7) タンゲンラン県環境局 / Environmental Bureau, Tangerang Regency / Bagian Lingkungan Hidup, Setwilda Tingkat II Tangerang
Jl. Daan Mogot No.53 , Tangerang, Jawa Barat, Indonesia
phone +62-21-5524231

- 8) インドネシア環境法センター / Indonesian Center for Environmental Law
Jl. Kerinci IX/24, Kebayoran Baru, Jakarta 12120 Indonesia
phone +62-21-7394432/7233390
fax +62-21-7269331

(2) 日本政府機関及びその他機関 / Japanese government agencies and other institutions

- 1) 在インドネシア日本大使館 / Embassy of Japan in Jakarta
Jl.M.H.Thamrin 24, Jakarta, Indonesia
phone +62-21-325140/324308
fax +62-21-3152859
- 2) 日本貿易振興会ジャカルタ事務所 / JETRO, Jakarta Office
Summitmas I 6th Floor, Jl. Jend. Sudirman Kav.61-62, Jakarta,
Indonesia
phone +62-21-5200264 / 5200266
- 3) 国際協力事業団ジャカルタ事務所 / JICA: Japan International Cooperation
Agency, Jakarta Office
Jl.M.H.Thamrin 59, Jakarta, Indonesia
phone +62-21-3907533
- 4) ジャカルタ・ジャパン・クラブ / Jakarta Japan Club
Menara Cakrawala (Skyline Bldg.) 4th floor, Jl.M.H. Thamrin 9, Jakarta,
Indonesia
phone +62-21-3905722/3150418
fax +62-21-325902/3150817
- 5) 海外経済協力基金 / Overseas Economic Cooperation Fund, Jakarta Office
Summitmas II 8th Floor, Jl. Jend. Sudirman Kav.61-62, Jakarta,
Indonesia
phone +62-21-5200226 / 5200948
- 6) 日本輸出入銀行ジャカルタ事務所 / Export- Import Bank of Japan, Jakarta
Office
Menara Cakrawala (Skyline Bldg.) 17th Floor, Jl.M.H. Thamrin 9, Jakarta,
Indonesia
phone +62-21-326596/3902548

2 . 日本 / in Japan

(1) 日本政府及びその他日本機関 / **Japanese government agencies and other institutions**

- 1) 環境庁企画調整局地球環境部環境協力室 / Office of Overseas Environmental Cooperation, Global Environment Department, Environment Agency
〒100-0013東京都千代田区霞が関1-2-2
1-2-2 Kazumigaseki, Chiyoda-ku Tokyo 100-0013 Japan
phone(03)3581-3351 (代)
fax(03)3581-3423
- 2) 日本貿易振興会 (ジェトロ) / JETRO
〒105-0001東京都港区虎ノ門2-2-5
2-2-5 Toranomom, Minato-ku Tokyo 105-0001 Japan
phone(03)3582-5522 (広報課 / PR Division)
- 3) 海外経済協力基金 / Overseas Economic Cooperation Fund
〒100-0004東京都千代田区大手町1-4-1
1-4-1 Otemachi Chiyoda-ku Tokyo 100-0004 Japan
phone(03)3215-1304
- 4) 日本輸出入銀行 / Export-Import Bank of Japan
〒100-0004東京都千代田区大手町1-4-1
1-4-1 Otemachi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0004 Japan
phone(03)3287-9108
- 5) 国際協力事業団 / J I C A ; Japan International Cooperation Agency
〒151-0053東京都渋谷区代々木2-1-1新宿マインズタワー
Shinjuku Maynds Tower Bldg., 1-1-2 Yoyogi, Shibuya-ku Tokyo 151-0053
Japan
phone(03)5352-5311 ~ 4
- 6) アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies
〒162-0845東京都新宿区市ヶ谷本村町42
42 Ichigayahonmuracho, Shinjuku-ku Tokyo 162-0845 Japan
phone(03)3353-4231

7) 経済団体連合会 / Keidanren, Japan Federation of Economic Organizations
〒100-0004東京都千代田区大手町1-9-4
1-9-4 Otemachi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0004
phone(03)3279-1411

8) 日本商工会議所国際部中小企業国際化推進室 / International Division, Japan
Chamber of Commerce & Industry
〒100-0005東京都千代田区丸の内3-2-2
3-2-2 Marunouchi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0005 Japan
phone(03)3283-7851
fax(03)93216-6497

9) 東京商工会議所産業政策部 / Tokyo Chamber of Commerce and Industry
〒100-0005東京都千代田区丸の内3-2-2
3-2-2 Marunouchi, Chiyoda-ku Tokyo 100-0005 Japan
phone(03)3283-7657
fax(03)3283-7633

(2) インドネシア政府機関 / Indonesian government agencies

1) 在日インドネシア共和国大使館 / Embassy of Indonesia
〒141-0022東京都品川区東五反田5-2-9
5-2-9 Shinagawa-ku Tokyo Japan
phone(03)3462-1216